

公益財団法人  
国際民商事法センター

*I C C L C*

第一部 平成28年度事業報告・平成29年度事業計画

第二部 故原田明夫様（当財団前理事長）追悼

第三部 財団設立20周年記念式典・講演会

第49号

2017年10月

## 目 次

第49号 2017年10月

### <第一部> 第四十回評議員会・第五十八回理事会

ご挨拶 会長 宮原賢次	1
第四十回評議員会議事録	2
第五十八回理事会議事録	4
平成28年度事業報告及び計算書類等	6
監査報告書	27
平成29年度事業計画及び收支予算書	28

### <第二部> 故原田明夫様（当財団前理事長）追悼

#### 追悼の辞

元検事総長	松尾 邦弘 . . . . .	39
公益財団法人国際民商事法センター 会長	宮原 賢次 . . . . .	41
公益財団法人国際民商事法センター 評議員	日野 正晴 . . . . .	43
公益財団法人国際民商事法センター 監事	本江 威憲 . . . . .	45
公益財団法人国際民商事法センター 理事	小杉 丈夫 . . . . .	48
最高検察庁検事／外務省参与・国際司法協力担当大使	赤根 智子 . . . . .	50
蒲野綜合法律事務所 代表弁護士	蒲野 宏之 . . . . .	52
中華人民共和国 国家発展改革委員会元副主任	杜 鷹 . . . . .	54

### <第三部> 財団設立20周年記念式典・講演会 . . . . . 61

## 卷頭言

公益財団法人国際民商事法センター  
事務局長 北野 貴晶

機関誌 49号をお届けします。

当財団の2代目理事長として、事業の発展にご尽力いただいた原田理事長には4月6日逝去されました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

原田理事長を偲んで、本号第二部で追悼の特集を組ませていただきました。  
追悼の辞をご寄稿いただきました皆様にこの場をおかりし、厚く御礼申し上げます。

また、昨年度1月23日に灘尾ホールで設立20周年記念式典・記念講演会を行いましたが、これを本号第三部で特集しております。

財団の運営・事業の遂行にお世話になっております関係者のみなさまにお集まりいただき、20周年の記念式典を執り行い、次いでベトナムより来日されている ハン・フー・クオン前司法大臣並びにディン・チュン・トゥン司法省前次官、および日本の法整備支援の草分けとして現在も活躍されている名古屋大学名誉教授・弁護士で当財団の評議員もつとめていただいている森嶽先生をお招きして記念講演を行いました。

記念式典・記念講演会並びにその後行った懇談パーティには、100名を超える関係者に集まっています。盛会のうちに終えることができました。

第四十回 評 議 員 会

第五十八回 理 事 会

## 第40回定時評議員会・第58回理事会

平成29年6月15日(木)  
午後4時30分開会  
学士会館 302号室

### 宮原会長挨拶

本日は、ご多用中のところ、お集まり下さいまして、誠にありがとうございます。これより公益財団法人国際民商事法センター第40回定時評議員会及び第58回理事会を開催いたします。開会に先立ちまして、4月6日に逝去されました原田明夫様へ哀悼の意を表して黙祷をささげたいと思います。皆さまご起立を願いいたします。

「黙祷」

議事に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。当財団は1996年に設立以来、21年を経過し、本年1月には、ベトナムからハー・フー・クオン前司法大臣並びにディン・チュン・トゥン司法省前次官、および日本の法整備支援の草分けとして現在も活躍されている名古屋大学名誉教授・弁護士で当財団の評議員もつとめていただいている森嶌先生をお招きして、20周年記念式典を行いました。その後、盛山法務副大臣にご挨拶いただき盛大に記念パーティを行うことができました。

また、当財団はJICAが行う国際協力事業を通じ、途上国の人材育成や社会発展に多大な貢献をした事業・個人・団体の功績を称え授与される「第12回JICA理事長表彰」の「JICA国際協力感謝賞」を授賞しました。授賞式は昨年10月で、この時はお元気であった原田理事長が、受賞式に出席されています。

これらは、日頃から、財団の事業の実施運営にあたり、法務省やJICAをはじめとする政府関係機関並びに当財団役員、会員企業、また学術関係者の皆様のご指導とご尽力のおかげであり、この場をお借りしまして改めて厚くお礼申し上げます。

引き続き今年度も、JICAの法整備支援事業の部会運営、研修等行ってまいります。また、財団が行う事業の主なものとしましては、日中民商事法セミナーを、日本で実施する予定です。

本日は、後で私が説明する原田理事長の後任人事の審議等を含み、夫々の議事についてご検討いただき、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

## 第四十回評議員会議事録

1、開催日時 平成29年6月15日 16時30分～17時15分

2、開催場所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 302号室

3、出席者 評議員総数8名、出席評議員6名

竹下守夫 森嶌昭夫 諸石光熙 青山善充 日野正晴 小泉淑子

同席者 会長 宮原賢次 事務局長 北野貴晶

監事 本江威憲

4、議題

### (1) 議事事項

第1号議案 平成28年度計算書類等承認の件

第2号議案 任期満了に伴う評議員選任の件

第3号議案 理事死亡による後任者選任の件

第4号議案 理事選任の件

第5号議案 監事辞任による後任者選任の件

### (2) 報告事項

① 平成28年度事業報告の件

② 平成29年度事業計画及び收支予算書報告の件

### 5、定足数の確認

6名の出席があり、定款19条の規定により評議員会は有効に成立していることを確認した。

6、議事の経過の要領及びその結果

互選により青山評議員が議長となり、開会を宣し議事に入った。

#### 第1号議案 平成28年度計算書類等について

事務局長より資料に基づき説明が行われ、そのあと監事より業務及び会計については適正である旨報告が行われた後、原案通り出席者全員一致で承認可決した。

#### 第2号議案 任期満了に伴う評議員選任の件

議長は、評議員の全員が定款の規定に基づき、本定時評議員会の終結をもって任期満了により退任するので、その改選の必要がある旨を述べ、別紙記載の候補者7名について説明が行われた後、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認可決した。

#### 第3号議案 理事死亡による後任者選任の件

議長は、原田明夫理事の死亡により、その後任者を選任する必要がある旨を述べ、別紙記載の候補者について説明が行われた後、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認可決した。なお、当該理事の任期は定款第25条3項により、前任者の任期の満了する時までとする。

理事 大野 恒太郎 (就任)

#### 第4号議案 理事選任の件

議長は、理事を1名増員したい旨を述べ、別紙記載の候補者について説明が行われた後、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認可決した。なお、当該理事の任期は本総会後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

理事 酒井 邦彦 (就任)

#### 第5号議案 監事辞任による後任者選任の件

議長は、監事服部進睦から平成29年6月15日をもって辞任する旨の申し出があったので、その後任者を選任する必要がある旨を述べ、別紙記載の候補者について説明が行われた後、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認可決した。なお、当該理事の任期は定款第25条3項により、前任者の任期の満了する時までとする。

監事 高市 公隆 (就任)

#### 7、 報告事項

(1) 平成28年度事業報告について、事務局長より、平成29年5月18日の第57回理事会で承認されたものとして、資料に基づき説明があった。

(2) 平成29年度事業計画及び収支予算書について、事務局長より、平成29年3月16日の第56回理事会で承認されたものとして、資料に基づき説明があった。

#### 8、 議事録署名人

議事録署名人として日野正晴評議員と小泉淑子評議員が選出された。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は17時15分閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席した議長及び議事録署名人が記名押印する。

平成29年6月15日

公益財団法人国際民商事法センター

評議員会議長

青山 善充



議事録署名人

日野 正晴



議事録署名人

小泉 淑子



## 第五十八回理事会議事録

1、 開催日時 平成29年6月15日 17時15分～17時30分

2、 開催場所 東京都千代田区神田錦町 学士会館 302号室

3、 出席者 理事総数 8名

出席理事 7名

宮原賢次 大野恒太郎 福川伸次 小杉丈夫 小川郷太郎 南敏文 北野貴晶

監事総数 2名

出席監事 2名

本江威憲 高市公隆



4、 議題

(1) 議事事項

第1号議題 代表理事選定の件

候補者

代表理事（理事長）：大野 恒太郎

第2号議題 顧問に推薦することを決定する件

候補者：添付別紙①のとおり、2名

第3号議題 参与に推薦することを決定する件

候補者：添付別紙②のとおり、4名

第4号議案 6月末日までに内閣府に提出する平成28年度事業報告に等に係る書類の提出

及び記載内容等について理事長に一任する件



5、 定足数の確認

8名の出席があり、定款32条の規定により、決議を行う理事会として有効に成立していることを確認した。

6、 議事の経過の要領及びその結果

互選により宮原会長が議長となり、開会を宣し議事に入った。

第1号議案

議長から、代表理事理事長の候補者に関する説明があった。審議の結果、原案通り出席理事全員で可決した。なお、被選定者は、即時就任を承諾した。

第2号議案

事務局長から、顧問の候補者に関する説明があった。審議の結果、原案通り出席者全員で可決した。

第3号議案

事務局長から、参与の候補者に関する説明があった。審議の結果、原案通り出席者全員で可決した。

第4号議案

事務局長が、内閣府に提出する平成28年度事業報告に等に係る書類の提出及び記載内容について説明し、今回は事前に理事会での承認を求める事項はないので、理事長に一任したい旨の説明の後、審議の結果、原案通り出席者全員一致で可決した。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は17時30分閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席代表理事及び出席監事が記名押印する。

平成29年6月15日

公益財団法人国際民商事法センター

代表理事 会長

宮原 賢次



代表理事 理事長

大野 恒太郎



監事

木江 咸憲



監事

高市 公隆

平成 28 年度事業報告書  
(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

<事業活動>

1、公益事業 1  
(調査・研究事業、セミナー・シンポジウム開催事業)

(1) アジア・太平洋地域法制度調査

当財団は法務省法務総合研究所と共同で平成 8 年度から委託研究としてアジア・太平洋地域法制度調査研究事業を実施している。平成 27 年度より「会社法実務研究会」(テーマは「ガバナンスと役員の責任」)を新たに 3ヶ年計画で開始し、2 年目の平成 28 年度は対象国であるベトナム、カンボジア及びインドネシアの現地調査を実施(平成 29 年度にはミャンマーを調査予定)し、平成 29 年 9 月に予定するシンポジウムに向け準備中である。

名 称：アジア・太平洋会社法実務研究会  
主 催：法務省法務総合研究所国際協力部、当財団  
期 間：平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月(3ヶ年プロジェクト)  
研究対象国・地域：ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア  
座 長：国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士  
委 員：飯島 奈絵 弁護士法人堂島法律事務所弁護士  
 石田 真得 関西学院大学法学部教授  
 川島 裕理 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士  
 北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授  
 児玉 実史 北浜法律事務所弁護士  
 豊島 ひろ江 中本総合法律事務所弁護士  
 林 秀樹 住友商事株式会社関西法務チーム長  
 古川 朋雄 大阪府立大学経済学部准教授

平成 28 年度における研究会開催(場所：法務総合研究所(大阪)国際協力部セミナー室)

第 3 回研究会	平成 28 年 4 月 1 日
第 4 回研究会	平成 28 年 6 月 17 日
第 5 回研究会	平成 28 年 10 月 4 日
第 6 回研究会	平成 28 年 11 月 16 日
第 7 回研究会	平成 28 年 12 月 21 日

(2) 日韓パートナーシップ共同研究

本研究は、韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ共同研究で、研究員が、主題に関する

制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じてお互いの知識の向上を図り、成果を研究主題についての制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間にパートナーシップを醸成することを目的としており、平成11年から毎年開催しているものである。本研究の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研究員が互いに相手国に渡り、相互に研究を実施することが挙げられる。なお、韓国セッションは、大法院公務員教育院が実施する。当財団は本研修の日本側共催者として会議費他的一部費用を負担、研究員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を実行している。

#### 第17回韓パートナーシップ共同研究

メインテーマ～「不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題」

日本セッション：平成28年6月13日～同月23日(東京)

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務省法務総合研究所(東京)浦安センター等において研究。6月21日に韓国研究員による発表会開催。

韓国セッション：平成28年10月17日～同月27日(韓国)

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研究。帰国後10月27日帰国報告会を実施。

#### (3) 第1回日本・バングラデシュ共同研究

当財団は平成28年10月11日～18日の間、法務省法務総合研究所国際協力部と共に第1回日本・バングラデシュ共同研究を実施した。

法務省は、1990年代から、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーなどの東南アジア諸国を中心に、主に独立行政法人国際協力機構(以下JICA)の技術協力プロジェクトを通じて、法整備支援を続けてきたが、平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」において、「当面の方針としては、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュの8ヶ国を中心に進めていくものとする。」とされ、新たにバングラデシュが重点国の一つとして加えられた。これを受け、法務省法務総合研究所はJICA等関係機関と協力し、同国に対する法制度整備支援活動を具体化させていく方針であり、第1回となる今回は、アニスル・ホック法務・司法・議会担当大臣以下7名を日本に招聘し、東京、大阪、京都及び広島の各地での法務・司法機関や大学等の訪問を通じて、両国の相互理解及び信頼関係の構築を図った。

#### (4) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要な事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本（東京・大阪）と中国（北京）で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、平成28年度は中国側の要請により「日本のPFI推進法の立法と実践及び中国への啓示」と題したセミナーを実施した。本テーマは平成24年度の北京でのセミナーでも取り上げ、前回と同じ講師の方に講演頂いて、日本におけるPFI／PPP事業に関しての法制度の整備、更には実務の内容、具体的な事例を挙げながら詳細に紹介がなされ、中国側から更なる理解を深めることができた、とのコメントもあり、充実したセミナーとすることができた。

#### 第21回日中民商事法セミナー（北京）

日 時：2016年11月4日（金）

場 所：釣魚台ホテル（北京）

主 催：日本側 法務省法務総合研究所、公益財団法人国際民商事法センター  
中国側 国家発展改革委員会

参 加 者：約100名

開会挨拶：宮原賢次 公益財団法人国際民商事法センター会長

林 念修 国家発展改革委員会副主任

#### 講 演

演題I：「日本におけるPFI／PPPの実践と課題」

講 師：大阪商業大学教授、東洋大学大学院客員教授 美原 融

演題II：「PFI／PPPの更なる深化に向けて一事例からみる  
契約上の課題」

講 師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
パートナー弁護士 赤羽 貴

#### パネルディスカッション

##### パネリスト

美原 融 大阪商業大学教授、東洋大学大学院客員教授

赤羽 貴 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士

王 天義 光大国際有限公司総經理、清華大学PPP研究センター主任教授

王 守清 清華大学建設管理専攻 教授・博士指導先生

#### 総括スピーチ

公益財団法人国際民商事法センター理事・松尾綜合法律事務所 弁護士

小杉丈夫

## (5)国際民商事法シンポジウム

法務省法務総合研究所と JICA が主催、大阪商工会議所が共催し、在日本ラオス人民民主共和国大使館、在京都ラオス人民民主共和国名誉領事館、公益社団法人関西経済連合会、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部及び当財団が後援して以下のシンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」を開催した。

日 時：2017年2月28日（火）

場 所：大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

テーマ：「ラオス民法典制定と実務上の課題」

主 催：法務省法務総合研究所

独立行政法人国際協力機構（JICA）

大阪商工会議所

後 援：公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

在日本ラオス人民民主共和国大使館、在京都ラオス人民民主共和国

名誉領事館、公益社団法人関西経済連合会、

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部

### 第一部 講演・発表

1、ラオス新民法典制定の意義

駐日ラオス人民民主共和国大使 ヴィロード・スンダーラー

2、メコン地域における投資環境

独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部 古賀 健司

3、ラオスに進出した日系企業の現況

株式会社アデランス生産本部執行役員 後藤 雅仁

株式会社アデランス生産本部生産管理部長 小笠原 伸夫

4、ラオスに対する日本の法整備支援

法務省法務総合研究所国際協力部副部長

元 JICA ラオス長期派遣専門家 伊藤 浩之

5、ラオス新民法典の概要

ラオス司法省計画協力局長代理 ナロンリット・ノラシン

### 第二部 パネルディスカッション

「ラオス民法典制定と実務上の課題」

慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘

ラオス司法省計画協力局長代理 ナロンリット・ノラシン

ラオス中部高等裁判所長 ソムサック・タイブンラック

森・濱田松本法律事務所／弁護士 江口 拓哉

アンダーソン・毛利・友常法律事務所／弁護士 山口 大介

司会： 法務総合研究所国際協力部教官 松尾 宣弘

## (6)連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」

当財団は、法務省法務総合研究所・慶應義塾大学大学院法務研究科・神戸大学大学院国際協力研究科・名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター・早稲田大学法学学術院・比較法研究所と共に、次世代のアジア諸国法研究者や法整備支援の担い手を育成するための連携企画を2010年から実施しているが、本年度は「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」を次のとおり3回にわたり開催した。

この連携企画は、参加者が、アジア諸国法研究や法整備支援の基礎知識や研究方法論を習得することになったとともに、次世代の若手研究者・実務家が出会い、ネットワークを形成する場を提供するものとなっている。

### A 法整備支援へのいざない

日時：2016年6月18日（土）13：00～17：30

場所：大阪中之島合同庁舎2階国際会議

～プログラム～

#### 第1部 「法分野の国際協力の全体像を知る」

法務省法務総合研究所国際協力部教官 松尾 宣宏

#### 第2部 「法制度整備支援への様々なアプローチ」

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

##### 「国際弁護士と法制度整備支援」

弁護士法人大江橋法律事務所・弁護士 国谷 史朗

#### 第3部 「アジアのための国際協力へのアプローチとキャリアパス」

モダレーター： 法務省法務総合研究所国際協力部・教官 石田 正範

パネリスト：

法務省法務総合研究所国際協力部副部長/

元JICAラオス法制度整備支援長期専門家 伊藤 浩之

摂南大学法学部講師 大川 謙蔵

名古屋経済大学准教授 中村 真咲

独立行政法人国際協力機構（JICA）

産業開発・公共政策部ガバナンスグループ

法・司法チーム 課長補佐 竹内 麻衣子

### B サマースクール「アジアの法と社会 2016」

日時：2016年8月22日（月）～23日（火）

場所：名古屋大学アジア法交流館

8月22日（月）

第1部：変動するアジアの法と社会（研究者セッション）

講義①「国際経済法とアジア」水島朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）

講義②「インドネシアの法と社会」高野さやか（東京大学JSPS特別研究員（PD））

講義③「ASEAN地域の法と社会」コン・ティリ（名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授）

第2部：法律家のキャリアと法整備支援（実務家セッション）

講義④「元法整備支援専門家の10年後の姿」田邊正紀（酒井法律事務所弁護士、元JICAモンゴル法整備支援専門家）

講義⑤「検事の仕事と法制度整備支援調整中」横山栄作（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

8月23日（火）

第3部：アジアの中の日本法教育

講義⑥「名古屋大学による法学教育支援」小畠郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）

講義⑦「日本法教育研究センターで学んだこと」ウミルディノフ・アリシエル（名古屋大学大学院法学研究科特任助教）

第4部：法整備支援対象国との対話

法整備支援対象国に設置した「日本法教育研究センター」の学生と、各国の社会・法的問題について討論しました。

第5部：法整備支援シンポジウムに向けて全体討論

12月3日（土）に予定されていた「法整備支援シンポジウム」に向けた全体討論を行いました。モデレーター：松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

**C 学生シンポジウム**

日時：2016年12月3日（土）

場所：慶應義塾大学三田キャンパス

第1部 有志グループの発表

（1）「法整備支援におけるドナー間協力の重要性～ラオスにおける人材育成支援から考える～」

慶應義塾大学 斎藤奈津美、中村由紀、藤野江美、前川祐輝

（2）「法整備支援事業の違い～評価制度からの検討～」

慶應義塾大学 今西ユリ亜、小林航、安井晴香

（3）「マレーシア憲法によるブミプトラ政策及び表現の自由について」

関西大学 大倉匡登、井上一輝

(4) 「婚姻終了時における夫婦間の財産の平等について～法整備支援対象国と日本の比較法検討～」

慶應義塾大学 鈴木匠、安田穂珠、横山あすみ

第2部 全体討論

「法制度整備支援における連携と協調のフォーラム」

松尾宣宏(法務省法務総合研究所国際協力部教官)

「法整備支援への新しい関わり方」

モデレーター

松尾弘(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

松尾宣宏(法務省法務総合研究所国際協力部教官)

2、公益事業2

(法整備支援事業)

平成28年度に当財団が関与した法整備支援事業の主なものは以下のとおり。

(1)ベトナム

平成27年4月から5年間の期間で、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を実施している。このプロジェクトは、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を支援対象機関とし、支援の重点を「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」に置き、司法機関（裁判所・検察庁）及び司法補助機関（判決執行機関等）の能力の改善に向けた取組を行う一方で民法改正、裁判所組織法改正等の起草支援を行うもので、平成28年度は、司法省と最高人民検察院を対象として、次の本邦研修を実施した。

a. 研修名 ベトナムSPP研修

実施期間 平成28年7月3日（日）～7月16日（土）

実施場所 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）

研修員 レ・フー・テー最高人民検察院 次長検事 他11名

b. 研修名 第53回ベトナム法整備支援研修（首相府）

実施期間 平成28年7月19日（火）～7月29日（金）

実施場所 法務省法務総合研究所（東京）他

研修員 キエウ・ディン・トゥ首相府官房副長官 他9名

c. 研修名 第54回ベトナム法整備支援研修（MOJ）

実施期間 平成28年9月4日（日）～9月17日（土）

実施場所 法務省法務総合研究所（東京）他

研修員 ディン・チュン・トゥン司法省次官 他9名

- d. 研修名 第55回ベトナム法整備支援研修  
実施期間 平成28年11月6日（日）～11月19日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（東京）他  
研修員 グエン・チ・トゥエ 最高人民裁判所判事 他9名

また、プロジェクト支援のため、ベトナム裁判実務改善研究会を1回開催した。

#### (2) カンボジア

平成24年4月から5年間の期間で、「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」を実施している。このプロジェクトは、司法省・王立司法学院・弁護士会・王立法律経済大学を支援対象機関とし、各機関の中核人材の能力強化等を通じて、カンボジア民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用し、かつ、将来自立的・持続的に現行法の運用及び新法の起草を可能にすることを目指すものであり、平成28年度は、民事関連法令の起草・改正、運用に対し適切に対応する体制及び能力の整備・育成のため次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修  
実施期間 平成28年10月10日（月）～10月21日（金）  
実施場所 JICA 東京国際センター（TIC）他  
研修員 ティット・ルッティ検察官 他15名

また、民法・民事訴訟法普及プロジェクト支援のため、次のとおり作業部会等を開催した。

- カンボジア民法作業部会 1回  
カンボジア民事訴訟法作業部会 2回

#### (3) ラオス

平成26年7月より4年間の期間で、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図るため、「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」を実施しており、平成28年度は、上記プロジェクトに対応した次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 第8回ラオス法整備支援研修  
「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」（経済紛争解決法）  
実施期間 平成28年9月25日（日）～10月8日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（大阪）他  
研修員 ソムサック・タイブンラック  
中部高等人民裁判所裁判所長 他18名

- b. 研修名 第9回ラオス法整備支援研修  
「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」（刑事関連法）  
実施期間 平成28年10月30日（日）～11月12日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（大阪）他  
研修員 スパシット・ローワンサイ最高人民検察院刑事事件監査局・副局長  
他18名
- c. 研修名 第10回ラオス法整備支援研修  
「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」（経済紛争解決法）  
実施期間 平成27年12月6日（日）～12月19日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（大阪）他  
研修員 ヴィエンヴィライ ティエンチャンサイ  
ラオス国立大学法政治学部長 他19名

また、支援組織として、ラオス民法アドバイザリーグループ（JICA-NET）の会合を1回開催した。

#### (4)ネパール

平成25年9月から3年半の期間で、裁判所の事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じた、裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上を目的とした「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」が実施されており、平成28年度は、上記プロジェクトに対応した次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 ネパール裁判所能力強化第5回本邦研修  
実施期間 平成28年7月18日（月）～7月30日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（大阪）他  
研修員 ゴバル パラジュリ最高裁判所判事 他14名
- b. 研修名 ネパール裁判所能力強化第6回本邦研修  
実施期間 平成28年11月27日（日）～12月10日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（大阪）他  
研修員 デベンデラ ゴバル シュレスタ最高裁判所判事 他12名

また、本支援を効果的に推進するためにネパール国「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」に係るアドバイザリーグループを2回開催した。また、平成25年度より実施されているネパール政府による第2次5ヶ年司法戦略計画等の効果的かつ効率的な実施、及び民法の立法化・普及を目的とした（個別案件）法整備アドバイザーに基づく、民法改正支援アドバイザリーグループの会合を2回開催した。

### (5) ミャンマー

平成25年11月から3年の期間で、法務長官府の法案審査及び法的助言能力の向上及び最高裁判所の法情報の調査及び法案作成能力の向上を含む、両機関の立法実務能力の向上、人材育成強化支援を目的とした「法整備支援プロジェクト」が、実施されており、平成28年度は、次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 第7回ミャンマー法整備支援プロジェクト本邦研修  
実施期間 平成28年6月12日（日）～6月25日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（東京）  
研修員 キン・マウン・ウイン連邦議会（下院）議員 他13名
- b. 研修名 第8回ミャンマー法整備支援プロジェクト本邦研修  
実施期間 平成28年11月20日（日）～12月3日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（大阪）他  
研修員 アウン・セイン連邦議会（下院）議員 他13名
- c. 研修名 第9回ミャンマー法整備支援プロジェクト本邦研修  
実施期間 平成29年2月26日（日）～3月11日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（東京）他  
研修員 ウィン・ウイン連邦議会（下院）議員 他15名

### (6) インドネシア

我が国はインドネシア政府に対して、JICA及び法務省を中心に、平成19年より2年間にわたり同国最高裁判所を実施機関として「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」を実施した。

平成27年12月には、JICAがインドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を実施機関とし、知的財産保護制度の強化及び知的財産法令を中心とした法的整合性を確保するための手続整備を目的とした「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を開始し、次の本邦研修を実施した。

- a. 研修名 インドネシア法整備支援第1回本邦研修  
実施期間 平成28年7月20日（水）～7月29日（金）  
実施場所 法務省法務総合研究所（東京）  
研修員 ラミ・ムリアティ最高裁判所民事室書記官 他20名
- b. 研修名 インドネシア法整備支援第2回本邦研修  
実施期間 平成28年10月23日（日）～11月5日（土）  
実施場所 法務省法務総合研究所（東京）他  
研修員 ナニ・インドラワティスマラン地方裁判所長 他13名

c. 研修名 インドネシア法整備支援第3回本邦研修  
実施期間 平成28年10月24日（月）～11月4日（金）  
実施場所 JICA東京他  
研修員 ファジャール・ボス・サルモン・ラセ法務人権大臣特別アドバイザー  
他8名

d. 研修名 インドネシア法整備支援第4回本邦研修  
実施期間 平成29年2月12日（日）～2月22日（水）  
実施場所 法務省法務総合研究所（大阪）他  
研修員 ウィドド・エカチャヒナ法務人権省法規総局長 他15名

また「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に係る裁判所支援アドバイザリーグループの会合を3回開催した。

#### (7) 法整備支援連絡会

平成12年から法整備支援に関する関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を開催しており、平成28年度は次のとおり開催した。（当財団後援）

日 時：平成29年1月20日（金）  
会 場：（大阪）大阪中之島合同庁舎2階 法務省法務総合研究所国際会議室  
（東京）JICA麹町会議室（TV会議システム）  
主 催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構（JICA）  
テー マ：法整備支援の回顧と展望  
～ベトナム法整備支援プロジェクト開始20年を機に～  
出席者：法整備支援に関与している関係機関、関係者

## ＜管理報告＞

### 1、理事会・評議員会

平成28年度は以下の理事会及び評議員会を開催した。

平成28年5月23日

・第52回理事会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

- (1) 平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書、財産目録承認の件
- (2) 理事選定の件
- (3) 監事選定の件
- (4) 旅費規則改定の件
- (5) 定時評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事7名の全員の書面による同意の意思表示及び監査役2名全員から書面により異議がないことの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

平成28年6月14日

・第38回評議員会

開催場所 法曹会館 高砂の間

決議事項

- (1) 平成27年度計算書類等承認の件
- (2) 理事選任の件
- (3) 監事選任の件

報告事項

- (1) 平成27年度の事業報告の件
- (2) 平成28年度事業計画及び收支予算書報告の件

出席等 決議に必要な出席評議員の数8名、出席7名、欠席1名、代表理事2名、業務執行理事1名、監事出席2名

平成28年6月14日

・第53回理事会

開催場所 法曹会館 高砂の間

決議事項

- (1) 代表理事、業務執行理事選定の件
- (2) 顧問に推薦することを決定する件
- (3) 参与に推薦することを決定する件
- (4) 学術参与に推薦することを決定する件

- (5) 6月末日までに内閣府に提出する平成27年度事業報告等に係る書類の提出及び記載内容に等について理事長に一任する件

報告事項

- (1) 代表理事の職務執行報告  
(2) 業務執行理事の職務執行報告

出席等 決議に必要な出席理事の数7名、出席6名、欠席1名、監事出席2名

平成28年9月7日

・第54回理事会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

- (1) 参与に推薦することを決定する件  
(2) 学術参与に推薦することを決定する件

出席等 提案書に対し、理事7名の全員の書面による同意の意思表示及び監査役2名全員から書面により異議がないことの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

平成29年1月27日

・第55回理事会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

- (1) 基本財産取崩しの件  
(2) 特定資産取扱規程制定の件  
(3) 臨時評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事7名の全員の書面による同意の意思表示及び監査役2名全員から書面により異議がないことの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

平成29年2月14日

・第39回評議員会

開催方法 決議の省略の方法

決議事項

- (1) 基本財産取崩しの件  
(2) 特定資産取扱規程制定の件

出席等 提案書に対し、評議員8名の全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、評議員会の決議があったものとみなされた。

平成29年3月16日

・第56回理事会

開催場所 住友商事(株) 東京本社38階 383E会議室

決議事項 平成29年度事業計画の件

報告事項 代表理事、業務執行理事の職務執行報告  
出席等 決議に必要な出席理事の数 7名、出席 5名、欠席 2名、監事出席 2名

## 2、財団記念行事

当財団は平成 8 年 4 月の設立から 20 年が経過し、以下の通り設立 20 周年記念式典・記念講演会を開催した。

日時：2017 年 1 月 23 日（月）

会場：新霞ヶ関ビル 滜尾ホール

### （1）記念式典

開会挨拶 公益財団法人国際民商事法センター会長 宮原 賢次

挨拶 法務省法務総合研究所長 佐久間達哉

来賓挨拶 法務省事務次官 黒川 弘務

独立行政法人国際協力機構理事 富吉 賢一

独立行政法人日本貿易振興機構副理事長 赤星 康

日本弁護士連合会副会長 幸寺 覚

### （2）記念講演

ベトナム前司法大臣 ハー・フン・クオン

ベトナム司法省前次官 ディン・チュン・トゥン

名古屋大学名誉教授・公益財団法人国際民商事法センター評議員

森嶌 昭夫

統括 弁護士・公益財団法人国際民商事法センター理事 小杉 丈夫

### （3）懇談パーティ

挨拶 法務副大臣 盛山 正仁

## 3、表彰

当財団は JICA が行う国際協力事業を通じ、途上国の人材育成や社会発展に多大な貢献をした事業・個人・団体の功績を称え授与される「第 12 回 JICA 理事長表彰」の「JICA 国際協力感謝賞」を授賞した。

## 4、機関誌「ICCLC」発行

第 46 号 2016 年 7 月発行

第 20 回日中民商事法セミナー

第 47 号 2016 年 7 月発行

平成 27 年度事業報告、平成 28 年度事業計画

第 48 号 2017 年 2 月発行

第 21 回日中民商事法セミナー

5、ICCLCニュースレター発行

第39号 2016年5月発行

国際民商事法金沢セミナー

第40号 2016年6月発行

第20回日中民商事法セミナー

第41号 2016年8月発行

「アジアのための国際協力in法分野2016」法整備支援へのいざない」

第42号 2017年2月発行

第21回日中民商事法セミナー

第43号 2017年3月発行

財団設立20周年記念式典・記念講演会

第44号 2017年3月発行

第1回日本・バングラデシュ共同研究

6、パンフレット作成・ホームページの内容修正

平成28年7月、当財団パンフレットの改訂版を作成した。ホームページでは、公表資料や発信情報を適宜更新している。

以上

**貸借対照表**  
平成29年3月31日現在

(単位:円)

	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金	6,429,384	3,906,794	2,522,590
有価証券	0	302,601	△ 302,601
未収入金	24,535,343	27,096,711	△ 2,561,368
前払費用	353,765	353,765	0
流動資産合計	<b>31,318,492</b>	<b>31,659,871</b>	△ 341,379
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	35,000,000	42,500,000	△ 7,500,000
投資有価証券	0	7,500,000	△ 7,500,000
基本財産合計	<b>35,000,000</b>	<b>50,000,000</b>	△ 15,000,000
(2) 特定資産			
法整備支援事業運営資産	15,000,000		15,000,000
公益事業実施資産	500,000	2,500,000	△ 2,000,000
特定資産合計	<b>15,500,000</b>	<b>2,500,000</b>	13,000,000
(3) その他の固定資産			
建物付属設備	468,615	468,615	0
減価償却累計額	△ 264,674	△ 213,689	△ 50,985
什器備品	3,998,295	3,998,295	0
減価償却累計額	△ 3,572,380	△ 3,342,478	△ 229,902
無形固定資産	647,850	647,850	0
減価償却累計額	△ 485,888	△ 356,318	△ 129,570
電話加入権	301,392	301,392	0
差入保証金	1,965,366	1,965,366	0
その他固定資産合計	<b>3,058,576</b>	<b>3,469,033</b>	△ 410,457
固定資産合計	<b>53,558,576</b>	<b>55,969,033</b>	△ 2,410,457
<b>資産合計</b>	<b>84,877,068</b>	<b>87,628,904</b>	△ 2,751,836
<b>II 負債の部</b>			
流動負債			
未払金	720,402	987,925	△ 267,523
未払消費税等	456,300	722,100	△ 265,800
預り金	44,007	65,180	△ 21,173
流動負債合計	<b>1,220,709</b>	<b>1,775,205</b>	△ 554,496
<b>負債合計</b>	<b>1,220,709</b>	<b>1,775,205</b>	△ 554,496
<b>III 正味財産の部</b>			
指定正味財産			
寄付金	500,000	2,500,000	△ 2,000,000
(内、特定資産への充当額)	500,000	2,500,000	△ 2,000,000
一般正味財産			
(内、特定資産への充当額)	(500,000)	(2,500,000)	
正味財産合計	83,156,359	83,353,699	△ 197,340
(内、特定資産への充当額)	(15,000,000)	0	
<b>正味財産合計</b>	<b>83,656,359</b>	<b>85,853,699</b>	△ 2,197,340
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>84,877,068</b>	<b>87,628,904</b>	△ 2,751,836

## 正味財産増減計算書

自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

単位:円

科目	予算額	実績	増減額	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	9,000	3,978	-5,022	
② 受取会費	20,300,000	19,800,000	-500,000	
③ 事業収益				
業務受託収益	75,940,448	72,701,356	-3,239,092	
④ 受取寄付金				
受取寄付金振替額		2,000,000	2,000,000	
⑤ 雜収益				
受取利息	5,000	231	-4,769	
経常収益計	96,254,448	94,505,565	-1,748,883	
(2) 経常費用				
事業費	87,699,163	86,459,330	-1,239,832	
委託費 (その他)	33,729,736	26,314,929	-7,414,807	
委託費 (人件費)	8,932,800	8,223,562	-709,238	
俸給緒給与	10,424,268	10,317,105	-107,163	
法定福利費	1,519,200	1,583,681	64,481	
諸謝金	4,754,912	3,080,430	-1,674,482	
旅費交通費	10,846,687	17,063,844	6,217,157	
通信運搬費	1,464,466	1,611,124	146,658	
会議費	2,584,301	6,497,928	3,913,627	
交際費	0	0	0	
会場費	1,642,192	1,357,078	-285,114	
印刷製本費	2,990,787	2,199,168	-791,619	
新聞図書費	1,467,927	1,064,388	-403,539	
諸会費	0	0	0	
光热水道費	345,600	264,582	-81,018	
消耗品費	691,693	736,421	44,728	
消耗什器備品費	0	0	0	
OA機器リース料	284,213	579,506	295,294	
修繕費	47,191	0	-47,191	
貢借料	3,902,531	3,902,871	340	
共益費	1,035,655	1,035,655	0	
租税公課	0	0	0	
支払手数料	298,814	246,730	-52,084	
減価償却費	723,833	369,411	-354,422	
保険料		10,917	10,917	
雜費	0	0	0	
管理費	8,561,546	8,243,575	-317,972	
委託費 (その他)	1,597,040	1,765,424	168,384	
委託費 (人件費)	0	0	0	
俸給緒給与	691,892	685,113	-6,779	
法定福利費	367,815	311,673	-56,142	
諸謝金	0	0	0	
旅費交通費	600,000	1,234,905	634,905	
通信運搬費	126,634	128,649	2,015	
会議費	2,650,000	1,507,396	-1,142,604	
交際費	0	0	0	
会場費	0	0	0	
印刷製本費	350,000	361,476	11,476	
新聞図書費	59,400	65,856	6,456	
諸会費	393,600	235,200	-158,400	
光热水道費	38,400	29,398	-9,002	
消耗品費	60,000	45,927	-14,073	
消耗什器備品費	0	0	0	
OA機器リース料	31,579	49,270	17,690	
修繕費	0	0	0	
貢借料	433,615	433,652	38	
共益費	115,073	115,073	0	
租税公課	844,700	1,115,100	270,400	
支払手数料	120,000	117,202	-2,798	
減価償却費	80,426	41,046	-39,380	
保険料		1,213	1,213	
雜費	0	0	0	
経常費用計	96,260,709	94,702,905	-1,557,804	
評価損益等調整前当期経常増減額		0	0	
基本財産評価損益等		0	0	
特定資産評価損益等		0	0	
投資有価証券評価損益等		0	0	
評価損益等計		0	0	
当期経常増減額	-6,261	-197,340	-191,079	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期一般正味財産増減額	-6,261	-197,340	-191,079	
一般正味財産期首残高	83,331,462	83,353,599	22,237	
一般正味財産期末残高	83,325,201	83,156,359	-168,842	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額				
受取寄付金		-2,000,000	-2,000,000	
当期指定正味財産増減額		-2,000,000	-2,000,000	
指定正味財産期首残高	2,500,000	2,500,000	0	
指定正味財産期末残高	500,000	500,000	0	
III 正味財産期末残高	83,325,201	83,656,359	331,158	

正味財産増減計算書内訳表

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

単位:円

科目	公益目的事業会計			法人会計	総合計
	調査研究・講演会/セミナー開催事業	法整備支援事業	合計		
1 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益					
基本財産受取利息	3,978	0	3,978	0	3,978
② 受取会費	10,098,000	0	10,098,000	9,702,000	19,800,000
③ 事業収益	0	72,701,356	72,701,356		72,701,356
業務受託収益					
④ 受取寄付金					
受取寄付金振替額	2,000,000		2,000,000		2,000,000
⑤ 新収益					
受取利息	231	0	231		231
経常収益計	12,102,209	72,701,356	84,803,565	9,702,000	94,505,565
(2) 経常費用					
事業費	13,479,220	72,980,111	86,459,330		86,459,330
委託費（その他）	987,224	25,327,705	26,314,929		26,314,929
委託費（人件費）	0	8,223,562	8,223,562		8,223,562
俸給給与	342,557	9,974,548	10,317,105		10,317,105
法定福利費	54,337	1,529,344	1,583,681		1,583,681
諸謝金	1,261,074	1,819,356	3,080,430		3,080,430
旅費交通費	6,083,227	10,980,617	17,063,844		17,063,844
通信運搬費	531,711	1,079,414	1,611,124		1,611,124
会議費	1,256,936	5,240,992	6,497,928		6,497,928
交際費			0		0
会場費	1,127,038	230,040	1,357,078		1,357,078
印刷製本費	790,354	1,408,814	2,199,168		2,199,168
新聞図書費	0	1,064,388	1,064,388		1,064,388
諸会費	0	0	0		0
光熱水道費	29,398	235,184	264,582		264,582
消耗品費	306,487	429,933	736,421		736,421
消耗什器備品費	0	0	0		0
OA機器リース料	49,270	530,237	579,506		579,506
修繕費	0	0	0		0
賃借料	433,652	3,469,218	3,902,871		3,902,871
共益費	115,073	920,582	1,035,655		1,035,655
租税公課	0	0	0		0
支払手数料	68,624	178,106	246,730		246,730
減価償却費	41,046	328,366	369,411		369,411
保険料	1,213	9,704	10,917		10,917
雑費	0	0	0		0
管理費				8,243,575	8,243,575
委託費（その他）				1,765,424	1,765,424
委託費（人件費）				0	0
俸給給与				685,113	685,113
法定福利費				311,673	311,673
諸謝金				0	0
旅費交通費				1,234,905	1,234,905
通信運搬費				128,649	128,649
会議費				1,507,396	1,507,396
交際費				0	0
会場費				361,476	361,476
印刷製本費				65,858	65,858
新聞図書費				235,200	235,200
諸会費				29,398	29,398
光熱水道費				45,927	45,927
消耗品費				0	0
消耗什器備品費				49,270	49,270
OA機器リース料				0	0
修繕費				433,652	433,652
賃借料				115,073	115,073
共益費				1,115,100	1,115,100
租税公課				117,202	117,202
支払手数料				41,046	41,046
減価償却費				1,213	1,213
保険料				0	0
雑費					
経常費用計	13,479,220	72,980,111	86,459,330	8,243,575	94,702,905
評価損益等調整前当期経常増減額					
基本財産評価損益等					
特定資産評価損益等					
投資有価証券評価損益等					
評価損益等計					
当期経常増減額	-1,377,011	-278,755	-1,655,765	1,458,425	-197,340
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0		0
(2) 経常外費用	0	0	0		0
当期一般正味財産増減額	-1,377,011	-278,755	-1,655,765	1,458,425	-197,340
一般正味財産期首残高					83,353,699
一般正味財産期末残高					83,156,359
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額					
受取寄付金	-2,000,000		-2,000,000		-2,000,000
当期指定正味財産増減額	-2,000,000	0	-2,000,000		-2,000,000
指定正味財産期首残高	2,500,000	0	2,500,000		2,500,000
指定正味財産期末残高	500,000	0	500,000		500,000
Ⅲ 正味財産期末残高					83,656,359

## 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。
2. 引当金はないので、明細は作成していない。

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### ① 有形固定資産

定率法

なお主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物付属設備 10年

什器備品 4~15年

##### ② 無形固定資産

定額法 耐用年数5年

#### (3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

### 2. 基本財産の増減及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	42,500,000	-	7,500,000	35,000,000
投資有価証券	7,500,000	-	7,500,000	0
合 計	50,000,000	-	15,000,000	35,000,000

### 3. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
公益事業実施資産	2,500,000	-	2,000,000	500,000
法整備支援事業運営資産	-	15,000,000	-	15,000,000
合 計	2,500,000	15,000,000	2,000,000	15,500,000

### 4. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般財産から の充当額)	(うち負債に対応 する額)
定期預金	35,000,000	-	(35,000,000)	-
合 計	35,000,000	-	(35,000,000)	-

### 5. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般財産から の充当額)	(うち負債に対応 する額)
公益事業実施資産	500,000	(500,000)	-	-
法整備支援事業運営資産	15,000,000	-	(15,000,000)	-
合 計	15,500,000	(500,000)	(15,000,000)	-

財産目録  
平成29年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・数量等	使用目的等	
(流動資産)			
現金	手許保管	運転資金	231,810
普通預金	三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	運転資金	4,938,399
	みずほ銀行 丸の内中央支店	運転資金	275,059
	三井住友銀行 日比谷支店	運転資金	181,348
	三井住友信託銀行 本店営業部	運転資金	802,768
未収入金		JICAよりの業務委託費の未収金	24,535,343
前払費用		事務所賃借料H29年4月分前払い	353,765
流動資産合計			31,318,492
(固定資産)			
基本財産			
定期預金	三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店 みずほ銀行 丸の内中央支店 三井住友銀行 日比谷支店 三井住友信託銀行 本店営業部	公益目的保有財産であり、運用益を調査・研究事業及び講演会・セミナー等の開催事業の財源として使用している。	10,000,000 10,000,000 7,500,000 7,500,000
小計			35,000,000
特定資産			
公益事業実施資産	普通預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	公益目的事業の財源として保有している。(全額指定正味財産からの充当)	500,000
法整備支援事業運営資産	普通預金 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	法整備支援事業の財源として保有している。	15,000,000
小計			15,500,000
その他の固定資産			
建物付属設備	港区赤坂1-3-5 赤坂アビタンオンビル 賃貸事務所内装工事費	共用財産であるため、使用面積の割合により、下記のとおり按分している。  10%は、公益目的保有財産として、調査・研究事業及び講演会・セミナー等の開催事業に使用している。  80%は、公益目的保有財産として、法整備支援事業に使用している。  10%は、公益目的事業に必要な法人管理活動の用に供する財産として、管理業務に使用している。	203,941
什器備品	パソコン他	公益目的事業及び管理業務で使用している共用財産である。	425,915
無形固定資産	会計ソフト	公益目的事業及び管理業務で使用している共用財産である。	161,962
電話加入権	電話加入権		301,392
差入保証金	事務所を賃貸するにあたり保証金を差し入れ		1,965,366
小計			3,058,576
固定資産合計			53,558,576
資産合計			84,877,068
(流動負債)			
未払金		派遣会社に対する委託費の未払い	720,402
未払消費税等			456,300
預り金		雇用保険料の預り金	44,007
流動負債合計			1,220,709
(固定負債)			0
固定負債合計			0
負債合計			1,220,709
正味財産合計			83,656,359
負債及び正味財産合計			84,877,068

## 監 査 報 告 書

平成29年4月24日

公益財団法人国際民商事法センター  
会長 宮原 賢次 殿

公益財団法人国際民商事法センター

監事 本江 威憲



同 服部 進睦



私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

### 1、監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2、監査意見

#### （1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### （2）計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

平成 29 度 事 業 計 画 書  
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

1、公益事業 1 アジア地域を中心とする民商事法分野での調査・研究及び講演会・セミナー等の開催並びにその援助

成果物については、印刷物にして関係者に配布するとともにホームページ上に公開することとしている。

(1) 調査・研究事業

① 日韓パートナーシップ共同研究

韓国とは、経済・文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、当財団は法務省と共同して、平成 11 年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院(最高裁)・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ共同研究を実施している。平成 29 年度は引き続いて「不動産登記制度、商業登記制度、戸籍・供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして、6 月に韓国、11 月に東京にて共同研究を実施する予定である。

② アジア・太平洋民商事比較法制研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋地域の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を実施している。第 1 期「倒産法及び倒産法に関連する担保」、第 2 期「ADR」、第 3 期「知的財産権保護法制」、第 4 期「国際会社法比較研究」、第 5 期「株主代表訴訟」、第 6 期「監査制度」、第 7 期「会社情報の提供制度」を実施してきた。第 8 期(平成 27 年度より 3 年間)については、国谷史朗弁護士を座長として、ガバナンスと役員の責任をテーマとして会社法実務研究会を適宜、大阪にて開催してきたが、平成 29 年度はその最終年度になる。9 月に予定するシンポジウムに向けて、年度開始早々に、現地調査を完了する予定である。

(2) セミナー、講演会、シンポジウム事業

① 日中民商事法セミナー

当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力も得て中国との法律交流事業を取り進めているが、平成 29 年度は第 22 回日中民商事法セミナーを次のとおり開催する予定である。今回は日中経済協会にも共催者として協力頂く予定である。

時期・場所 : 平成 29 年 11 月 東京、大阪予定 (時期は未定)

テーマ : 検討中

主催 日本：法務省法務総合研究所、日本貿易振興機構（ジェトロ）、  
日中経済協会、当財団  
中国：国家発展改革委員会  
中国側講師：テーマに関する専門家講師2～3名招聘

② アジア・太平洋民商事比較法制研究シンポジウム

平成27年度より実施しているガバナンスと役員の責任をテーマとして会社法実務研究会の成果発表の場として研究対象地域であるインドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマーから専門家を招へいし公開シンポジウムを開催する。

日時：平成29年9月

場所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

主催：法務省法務総合研究所、日本貿易振興機構（ジェトロ）（予定）、当財団

③ 国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国専門家による講演会を機会ある毎に開催している。当年度も法務省法務総合研究所他関係諸機関の協力を得て、引き続き講演会を開催する予定である。

④ 国際民商事法「金沢セミナー」

アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と、同地域におけるビジネス法・経済法分野での法整備支援のニーズ及びドナー間連携の可能性について意見及び情報交換を行うことを目的として国内外専門家を招いて実施している。平成29年度は、次のとおり開催する予定である。

時期・場所：平成29年6月 金沢

テーマ：検討中

主催：石川国際民商事法センター、北國新聞社、  
法務省法務総合研究所、当財団

⑤ 連携企画（人材育成のためのシンポジウム等）

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要であり、さまざまな人的資源を発掘・確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供することが必要である。法務省法務総合研究所、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)、当財団他が主催して、他大学生、法科大学院生・若手法曹や研究者を対象に、平成21年8月に「わたしたちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し、その後継続している。

上記の他に、法務省をはじめとしてアジア諸国の法制度に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力することとしている。

## 2、公益事業 2 法整備支援事業

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助（ODA）の一環として、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、国際協力機構による民商事分野の支援事業を平成12年度より随意契約で受託し、法務省法務総合研究所他関係先と協力し実施してきた。平成20年度よりは共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定され、平成20年度、21年度委託業務を実施した。平成22年度～24年度については一般競争入札となり、当財団はこれに参加し所定の手続きを経て平成22～24年度の業務委託契約を締結した。平成25～27年度については、共同研究会・作業部会等の運営管理業務に加え、それまで個別に随意契約で実施してきた国別研修の精算業務等も合わせた公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定された。平成28年～30年度についても、同様にJICA受託業者に選定され、契約2年目である当年度も受託業務を遂行していく。

国際協力機構受託事業収入の過去5年間の推移は以下のとおりである。

受託事業収入（千円）	
平成23年度	57, 534
平成24年度	56, 722
平成25年度	68, 390
平成26年度	64, 450
平成27年度	84, 114
平成28年度	79, 768（見込み）

（1）平成29年度に予定されているプロジェクトは次のとおり。

① ベトナム

案件名：2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト  
(2015年4月～2020年3月)

案件概要：ベトナム法務・司法関係機関（司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会）における、2013年憲法及びベトナムの2020年を目標とした法・司法改革の趣旨に従った、法規範文書の審査能力強化、法規範文書の草案起草、法規範文書の統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力向上、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤整備を支援。

部会等：ベトナム裁判実務改善研究会

研修予定：10名を2週間の予定で招へい、4回/年

## ② カンボジア

案件名：未定

（2017年4月～）

案件概要：2017年3月まで実施された「民法・民訴法普及プロジェクト」により、民法・民事訴訟法及び関連法令の定着のための、司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法科経済大学における人材育成、司法省の民事運用能力強化支援、民法関連の不動産共同省令の起草・普及支援が進められ、これを基盤として、現在、次期プロジェクトを検討中。

部会等：カンボジア民事訴訟法作業部会、カンボジア民法作業部会、民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト

研修予定：15名を2週間の予定で招へい、2回/年

## ③ ラオス

案件名：法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2

（2014年7月～2018年7月）

案件概要：ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の、法令の起草（起草のための研究を含む）、法令の運用・執行、法学教育・法曹等研修及び法令の普及・理解促進の改善に取り組む能力の向上を図り、ラオスにおける体系的で一貫した立法・法運用・執行並びに政府職員及び一般市民の法制度へのアクセスの向上を支援。

部会等：ラオス民法アドバイザリーグループ

ラオス教育・研修改善アドバイザリーグループ

研修予定：20名を2週間の予定で招へい、4回/年

## ④ ネパール

a. 案件名：法整備アドバイザー

（2015年7月～2017年8月）

案件概要：ネパール政府による第2次5ヶ年司法戦略計画等の効果的かつ効率的な実施、及び民法の立法化・普及の支援等。

部会等：ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

- b. 案件名：迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト  
(2013年9月～2017年9月)  
案件概要：裁判所の事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じた、  
裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上。  
部会等：ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト  
に係るアドバイザリーグループ  
研修予定：10名を2週間の予定で招へい、2回/年

#### ⑤ ミャンマー

- 案件名：法整備支援プロジェクト  
(2013年11月～2018年5月)  
案件概要：法務長官府の法案審査及び法的助言能力の向上及び最高裁判所の法情報  
の調査及び法案作成能力の向上を含む、両機関の立法実務能力の向上、  
人材育成強化を支援。  
部会等：会社法アドバイザリーグループ、知的財産法アドバイザリーグループ  
研修予定：15名を2週間の予定で招へい、3回/年

#### ⑥ インドネシア

- 案件名：ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト  
(2015年12月～2020年12月)  
案件概要：法務人権省知的財産総局による知的財産審査の質の向上、同局及び知的  
財産執行機関による執行・取締体制の向上、最高裁判所による知的財産  
事件の処理の予見性の向上、及び法務人権省法規総局によるビジネス関  
連法令（知的財産法を含む）の起草・審査における法的整合性の向上を  
支援。  
部会：裁判所支援アドバイザリーグループ  
研修予定：15名を2週間の予定で招へい、3回/年

### （2）その他法整備支援案件

#### ① 法整備支援連絡会

平成12年から法整備支援に関する関係機関が一堂に会し、意見や情報の交  
換を行う場として、法整備支援連絡会を開催している。平成28年度は平成  
29年1月に大阪で開催した。（当財団後援）

### 3、その他

#### (1) 機関誌「I C C L C」発行予定

平成29年3月（第21回日中民商事法セミナーの特集号）

平成29年7月（平成28年度事業報告、平成29年度事業計画、財団設立20周年記念式典・講演会を掲載）

その他、セミナー・講演会の成果物として、ニュースレター「I C C L C NEWS」を隨時発行予定である。

#### (2) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

ホームページでは、財団の活動を幅広く知ってもらうため、セミナー・講演会等の案内を都度掲載し、またその成果物についても、極力ホームページ上で公開することとしている。

以上

## 収支予算書（正味財産増減予算書）

自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

単位:円

科目	予算額	前年度予算額	増減額	備考
I 一般正味財産度増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	9,000	9,000	0	
② 受取会費				
受取会費	19,400,000	20,300,000	-900,000	
③ 事業収益				
業務受託収益	74,724,638	75,940,448	-1,215,810	
研修業務受託収益	0	0	0	
④ 受取寄附金				
受取寄附金	0	0	0	
⑤ その他				
受取利息	5,000	5,000	0	
その他	0	0	0	
経常収益計	94,138,638	96,254,448	-2,115,810	
(2) 経常費用				
事業費				
委託費（その他）	86,985,921	87,699,163	-713,241	
委託費（人件費）	32,827,233	33,729,736	-902,503	
俸給緒給与	8,932,800	8,932,800	0	
法定福利費	10,424,268	10,424,268	0	
諸謝金	1,519,200	1,519,200	0	
旅費交通費	4,696,108	4,754,912	-58,804	
通信運搬費	10,800,331	10,846,687	-46,357	
会議費	1,497,002	1,464,466	32,536	
交際費	2,643,697	2,584,301	59,396	
会場費	0	0	0	
印刷製本費	1,714,620	1,642,192	72,427	
新聞図書費	2,948,817	2,990,787	-41,970	
諸会費	1,425,831	1,467,927	-42,096	
光熱水道費	0	0	0	
消耗品費	345,600	345,600	0	
消耗什器備品費	695,506	691,693	3,813	
OA機器リース料	0	0	0	
修繕費	213,451	284,213	-70,762	
貰借料	45,837	47,191	-1,354	
共益費	3,865,662	3,902,531	-36,869	
租税公課	1,035,655	1,035,655	0	
支払手数料	0	0	0	
減価償却費	292,971	298,814	-5,842	
保険料	1,047,833	723,833	324,000	
雜費	0	0	0	
管理費（注）	7,243,153	8,561,546	-1,318,394	
委託費（その他）	1,597,040	1,597,040	0	
委託費（人件費）	0	0	0	
俸給緒給与	691,892	691,892	0	
法定福利費	367,815	367,815	0	
諸謝金	0	0	0	
旅費交通費	600,000	600,000	0	
通信運搬費	128,772	126,634	2,138	
会議費	950,000	2,650,000	-1,700,000	
交際費	0	0	0	
会場費	0	0	0	
印刷製本費	350,000	350,000	0	
新聞図書費	59,400	59,400	0	
諸会費	393,600	393,600	0	
光熱水道費	38,400	38,400	0	
消耗品費	60,000	60,000	0	
消耗什器備品費	0	0	0	
OA機器リース料	23,717	31,579	-7,862	
修繕費	0	0	0	
貰借料	429,518	433,615	-4,097	
共益費	115,073	115,073	0	
租税公課	1,200,000	844,700	355,300	
支払手数料	120,000	120,000	0	
減価償却費	116,426	80,426	36,000	
保険料	0	0	0	
雜費	0	0	0	
経常費用計	94,229,074	96,260,709	-2,031,635	
評価損益等調整前当期経常増減額				
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期格常増減額	-90,436	-6,261	-84,175	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期一般正味財産度増減額	-90,436	-6,261	-84,175	
一般正味財産期首残高	83,295,516	83,331,462	-35,946	
一般正味財産期末残高	83,205,080	83,325,201	-120,121	
II 指定正味財産増減の部				
受取寄付金				
当期指定正味財産度増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	600,000	600,000	600,000	
指定正味財産期末残高	600,000	600,000	600,000	
III 正味財産期末残高	83,805,080	83,325,201	479,879	

## 収支予算書内訳表（正味財産増減予算書内訳表）

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

単位：円

科目	公益目的事業会計			法人会計	総合計
	調査研究・講演会/セミナー開催事業	法整備支援事業	合計		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財団運用益					
基本財産受取利息	9,000	0	9,000	0	9,000
② 受取会費	9,894,000	0	9,894,000	9,506,000	19,400,000
③ 事業収益					
業務受託収益	0	74,724,638	74,724,638		74,724,638
研修業務受託収益	0		0		0
④ 受取寄附金					
受取寄附金	0		0		0
⑤ その他					
受取利息	5,000	0	5,000		5,000
その他				0	0
経常収益計	9,908,000	74,724,638	84,632,638	9,506,000	94,138,638
(2) 経常費用					
事業費	12,207,806	74,778,115	86,985,921		86,985,921
委託費（その他）	929,600	31,897,632	32,827,233		32,827,233
委託費（人件費）	0	8,932,800	8,932,800		8,932,800
俸給・賃給・手当	693,600	9,730,668	10,424,268		10,424,268
法定福利費	100,800	1,418,400	1,519,200		1,519,200
謝謝金	1,104,037	3,592,071	4,696,108		4,696,108
旅費交通費	3,766,780	7,033,551	10,800,331		10,800,331
通信運搬費	450,280	1,046,723	1,497,002		1,497,002
会議費	1,899,144	744,552	2,643,697		2,643,697
交際費		0	0		0
会場費	1,700,031	14,589	1,714,620		1,714,620
印刷製本費	623,563	2,325,254	2,948,817		2,948,817
新聞図書費	371	1,425,460	1,425,831		1,425,831
諸会費	0	0	0		0
光热水道費	38,400	307,200	345,600		345,600
消耗品費	176,113	519,392	695,506		695,506
消耗什器備品費	0	0	0		0
OA機器リース料	23,717	189,734	213,451		213,451
修繕費	0	45,837	45,837		45,837
賃借料	429,518	3,438,144	3,865,662		3,865,662
共益費	115,073	920,582	1,035,655		1,035,655
租税公課	0	0	0		0
支払手数料	38,853	254,118	292,971		292,971
減価償却費	116,426	931,407	1,047,833		1,047,833
保険料	1,500	12,000	13,500		13,500
雑費	0	0	0		0
管理費（注）				7,243,153	7,243,153
委託費（その他）				1,597,040	1,597,040
委託費（人件費）				0	0
俸給・賃給・手当				691,892	691,892
法定福利費				367,815	367,815
謝謝金				0	0
旅費交通費				600,000	600,000
通信運搬費				128,772	128,772
会議費				950,000	950,000
交際費				0	0
会場費				0	0
印刷製本費				350,000	350,000
新聞図書費				59,400	59,400
諸会費				393,600	393,600
光热水道費				38,400	38,400
消耗品費				60,000	60,000
消耗什器備品費				0	0
OA機器リース料				23,717	23,717
修繕費				0	0
賃借料				429,518	429,518
共益費				115,073	115,073
租税公課				1,200,000	1,200,000
支払手数料				120,000	120,000
減価償却費				116,426	116,426
保険料				1,500	1,500
雑費				0	0
経常費用計	12,207,806	74,778,115	86,985,921	7,243,153	94,229,074
評価損益等調整前当期経常増減額					
基本財産評価損益等					
特定資産評価損益等					
投資有価証券評価損益等					
評価換算等計					
当期経常増減額	-2,299,806	-53,477	-2,353,283	2,262,847	-90,436
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0		0
(2) 経常外費用	0	0	0		0
当期一般正味財産増減額	-2,299,806	-53,477	-2,353,283	2,262,847	-90,436
一般正味財産期首残高					83,295,516
一般正味財産期末残高					83,205,080
II 指定正味財産増減の部					
受取寄附金			0		0
当期指定正味財産増減額	0		0		0
指定正味財産期首残高	600,000		600,000		600,000
指定正味財産期末残高	600,000		600,000		600,000
III 正味財産期末残高					83,805,080

## 資金調達及び設備投資の見込み

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1、 資金調達の見込みについて

なし

2、 設備投資の見込みについて

なし

故原田明夫様（当財団前理事長）追悼



## 弔辞

元検事総長 松尾 邦弘  
2017年4月15日 告別式 於 青山葬儀場

元検事総長故原田明夫先生の御靈前に謹んで弔辞を捧げます。

原田先生は兵庫県の御出身で、同県立龍野高等学校を経て、昭和38年に東京大学を卒業されました。同大学在学中に司法試験に合格され、同40年に検事に任官されました。東京、岡山、福井の各地方検察庁に勤務後、昭和50年から同53年までの3年間、外務省に出向し、在米日本国大使館一等書記官として勤務されていました。

同大使館に赴任後間もなく、世界の多くの国を震撼させたロッキード事件が起き、我が国でも未曾有の大型疑獄事件に発展しました。同事件の捜査に当たって原田先生は日本の法務・検察と米国司法省との橋渡し役になり、多くの困難を乗り越え、前例のない嘱託証人尋問を実現させるなど奔走されました。

昭和53年米国から帰国後、再び東京地方検察庁検事に復職されました後、程なくダグラス・グラマン事件が起き、主任検事として捜査の中心で活躍されました。

その後、法務省刑事局参事官、同刑事課長、同総務課長、法務大臣官房人事課長、盛岡地方検察庁検事正、法務大臣官房長、法務省刑事局長、法務事務次官、東京高等検察庁検事長の要職を歴任され、平成13年7月検事総長に御就任、同16年6月に御退官されました。

この間、先生は生来の温かい包容力、深い洞察力、広い御見識に基づき、検察の厳正公平、不偏不党の理念の下、一貫した適正な検察権の行使と、検察体制の強化について、卓越した指導力を発揮されました。法務・検察がこれまでの様々な課題、困難を克服し、現在に至っていることについて先生の御功績は計り知れないものがあります。

さらに、先生が、法務・検察の要職を歴任されていた時期は、司法制度改革が強力に進められた変革期でもありました。

「事前規制型社会から透明、公正なルールに基づく自由競争を前提とした事後制裁、救済型社会」への転換がスローガンであり、裁判員制度に象徴される刑事司法における国民参加も重要なテーマがありました。

この司法制度改革は、第二次世界大戦後の司法のみならず、日本の近代化の過程で築かれてきた日本の司法制度全般に影響が及ぶ大改革であり、原田先生の能力が最大限に発揮された改革でもありました。こうした大改革は、司法を担う法曹三者

(裁判所、法務・検察、弁護士会)が改革の中心となり、三者の緊密な連携、協働が不可欠です。

原田先生は率先してこの改革の先頭に立たれ、先生の誠実な御人柄、能力でこれまで培われてきた裁判所、弁護士会からの先生に対する信頼を一層深め、裁判員制度等、多くの成果の実現に多大なる貢献をされました。この変革期にこの変化を担う人材として、原田先生が法務・検察の要職におられたことは、日本の司法にとって誠に幸いなことありました。

検事総長御退官後は、弁護士としての御活躍の外、東京女子大学理事長、宮内庁参与、原子力損害賠償支援機構運営委員長、国際民商事法センター理事長など広い分野で御活躍をされておられました。

原田先生がこのところ体調を崩されておられることを知り、病院に伺いました。その折りには、裁判員制度が確実に運営されていることを高く評価されるなど、従前同様、法務・検察を温かく見守っていてくださることを心強く思いました。そうした先生が、今月6日突然御逝去されたことは誠に痛恨の極みであり、哀惜の情、胸に迫るものがございます。

奥様を始め、御遺族の皆様の御心痛、お悲しみはいかばかりと存じます。改めて心から原田先生の安らかな旅立ちをお祈り申し上げ、私の弔辞といたします。

## 追 悼

宮原 賢次  
公益財団法人国際民商事法センター 会長  
住友商事株会社 名誉顧問

当公益財団法人国際民商事法センターの理事長であった原田明夫氏は本年 4 月 6 日に逝去されました。ここに心から哀悼の意を表します。

思い起こせば、平成 7 年、当時の法務省官房長であられた原田氏から法務省法務総合研究所（法総研）総務企画部に対して、発展途上国の民商事の法整備を支援する機関を法務省に創りたいので、その仕事を法総研で引き受けてくれないかとの要請を受けたのが、当財団の始まりでした。その後、法総研において担当組織の設置、予算の捻出を含め創設に関わる様々な諸問題をクリアしたうえで、平成 8 年に公益財団法人国際民商事法センターはその設立を迎えることとなりました。

言い換えると、原田氏の要請や協力がなかったならば、当財団が今日このように活躍していることはなかったのであり、日本国及び法務省による発展途上国への法整備支援という壮大なる構想も実現に至らなかったことは間違ひありません。原田氏は当財団の生みの親の一人であると共に、日本の発展途上国に対する民商事法整備という支援の形を創り上げ、それを実現させた人と言っても過言ではありません。

原田氏は平成 15 年 5 月から本年 4 月まで当財団の理事長を務められましたが、財団創設への経緯もあり、運営にも並々ならぬ情熱を持ってあたられました。

周りの人々を惹きつけずにはおかない温厚なお人柄とソフトなムード、それでいて強い信念に基づくリーダーシップと責任感の強さ、実行力が当財団の活動の原動力になっていたと思います。

原田氏にまつわるエピソードは数限りなくありますが、特に、当財団と中国の間で毎年 1 回、交互に開催している日中民商事法セミナーは 1996 年以降 21 回にも及んでいます。原田氏はこのセミナーの開催について、常々中国との関係の重要性に言及され、ひときわ熱心に尽力してこられました。

そういう背景もあり、2008 年から中国側代表として懇意にしてきた中国 国家発展改革委員会 杜鷹前副主任（次官）の特別なお計らいもあり、2015 年 5 月 16 日に中国四川省雅安壁峰峽のパンダ保護研究センターにおいて赤ちゃんパンダへの命名という、外国人としては非常に栄誉ある機会を与えられました。私は大変光栄に思い、原田氏も非常に喜ばれ、赤ちゃんパンダに私自身の名前から一文字を取り、「賢賢」と名付けました。「賢」には「賢い」という意味に加え、中国語の語源で「多い」という意味もあります。パンダは世界で最も絶滅の恐れが高い哺乳類の一

種ですが、元気に賢く成長するよう、また沢山のパンダが誕生するよう期待を込めて命名しました。命名式で原田氏と共に、日中両国民の交流拡大と日中関係の更なる発展に貢献していく決意を述べたことが、まるで昨日のことのように思い出されます。

その賢賢パンダ親子は、世界で1860頭しかいないパンダの中から幸運にもドキュメンタリー映画の撮影対象に選ばれ、いまや中国だけではなくアメリカでも同映画が上映され、大変な好評を受けていると聞いています。

私たちは、これからも折に触れ、原田氏の在りし日のお姿を懐かしく思い出すことでしょう。本当に素晴らしい、そしてかけがえのない方を、惜しくも失ってしまいましたが、今後ともその遺志を受け継ぎ、関係者の皆様のご指導とご支援を得ながら、発展途上国での法整備を支援していくという重要な目標に向かって、これからも努力してまいる所存です。きっと原田氏もそれを温かく見守ってくださるものと信じております。

最後になりますが、ここに深甚なる感謝の意を表すると共に、心より哀悼の意を捧げます。

2015年5月16日

中国四川省パンダ保護研究センター雅安碧峰峠基地での命名式後の写真  
国家発展改革委員会 元副主任 杜鷹氏とともに



左：宮原会長夫妻  
杜鷹氏と賢賢パンダ

右：原田理事長夫妻  
賢賢パンダ親

## 原田明夫氏を悼む

日野 正晴

公益財団法人国際民商事法センター 評議員

昨年7月23日、彩の森カントリークラブで開かれた毎年恒例の服暑会のゴルフコンペに参加した彼は、やや青ざめ、痩せて、あまり元気がなかったように記憶する。成績も彼にとってはおもわしくないものだったようだ。

1994年から1996年にかけて法務総合研究所長だった私にとっての難問は日本政府がベトナムの法支援整備に乗り出したことによって、法務総合研究所がその受け皿にならざるを得なかつたため、国連研修協力部（アジア極東犯罪防止研究所）という組織はあっても民事に関する国際研修の組織がなかつたことであった。組織を立ち上げるためにはスクラップ・ビルトの原則に従い、二部あつた研究部を一部にして、新たに国際協力部を立ち上げたのである。このとき法務省にあって、絶大な協力と指導をいただいたのが原田明夫官房長であった。これと同時にアジ研をアジア刑政財団が支援しているように、新しい国際協力部を支援するために設立されたのが当財団 ICCLC である。1996年であった。

その年の服暑会ゴルフコンペは8月4日、5日の二日にわたって、福島県須賀川市にあるローレルバレーCCで開かれた。仙台高等検察庁検事長だった私は、マイカーで参加した。服暑会を始められた故神谷尚男元検事総長のご縁で、当時、服暑会は毎年このゴルフ場で開かれていた。服暑会は終えたもののまだ飽き足らない私は、参加者の中から故河上和雄弁護士、石川達紘最高検公判部長、原田明夫法務省刑事局長の三人を誘ってマイカーに乗せ、仙台の検事長宿舎に案内した。8月6日から始まる仙台七夕まつりの前夜祭の打ち上げ花火が仙台高検庁舎のすぐ目の前を流れる広瀬川で行われていたので、役所から皆でこれを見物した。テレビの売れっ子だった河上先生にはサインを求める人だかりができた。検事長宿舎に宿泊した3人ははじめ一つの部屋に寝ていたが朝になってみると別々の部屋に寝ていた。お互いのいびきが気になり、離ればなれになったようだ。翌6日は、私のゴルフコースであった、オニコウベ・ゴルフクラブに行き、ワンラウンド・ハーフのプレイをした。新幹線の古川駅に皆を送るために私が狭い曲がりくねった道をのろのろ、しかも慎重に運転していると、彼は新幹線に遅れるから自分が運転するといい、彼の運転に替わった。17時6分発の新幹線に十分間に合う16時30分に古川駅に着いた。

私の次の次の盛岡地検検事正だった彼は岩手県をこよなく愛し、中でも新渡戸稻造の研究は大変優れたものと評価されている。東日本大震災の時、彼は仙台で行われる講演会に出席するため、東北新幹線の車中にいた。彼の携帯から電話があった。列車が停止し、新幹線の車中に閉じ込められているという。列車から降ろされ、歩いてかなり離れたところにある、那須の宿に泊まったようであった。その後も、岩

手県の沿岸部、特に陸前高田をしばしば訪問しては被災した人たちを慰めていた。

2000年に私が金融庁長官を退官した時、サンケイ新聞の読書欄で私の愛読書が「聖書」であると紹介された。そのとき、彼は私がクリスチヤンであることを初めて知ったと電話をかけてきてくれた。彼はプロテstant、私はカトリックと宗派は違うが同じクリスチヤンとして志を同じくしていたように思う。彼の告別式が行われた4月15日は、キリスト教の最も大事な祝日である復活祭の前夜祭（徹夜祭）の日であった。告別式に出席しながら、彼の魂は復活することを信じ神に祈った。

2016年7月23日  
彩の森カントリークラブで開かれた毎年恒例の  
服暑会ゴルフコンペ。



前列右より2番目：原田理事長  
2列目右より3番目：日野評議員

## 原田明夫さんを悼む

本江 威憲  
公益財団法人国際民商事法センター 監事

4月6日、私たちの公益財団法人国際民商事法センターの理事長原田明夫さんが亡くなられた。私が入院先の病院にお見舞いに伺ったのは3月1日だった。そのときはまだお元気で、日本の法整備支援事業や財団の将来についていろいろお話をしてくださいました。間もなく退院して近く復帰されるとのことだったので、私もすっかり安心して病室を後にしたのだった。原田さんは、エレベーターの前まで私を送ってきてくださいました。その翌週に急に病状が悪化して面会が出来なくなってしまい、帰らぬ人となった。誠に惜しい人を亡くしてしまった。

法務省のアジアの発展途上国に対する法整備支援事業は、原田さんの発想で始まった。私は、平成7年の4月に法務総合研究所の総務企画部長に就任したが、間もなくの5月ころ突然当時法務省官房長であった原田さんから呼び出しを受けた。お部屋に伺うと、原田さんは、アジアの発展途上国に民事法の法整備を支援する事業を法務総合研究所で引き受けてくれないかとおっしゃった。これは法務省に以前からある国際アジア極東犯罪防止研修所（いわゆるアジ研）のいわば民事版である。当時は東西対立が終焉し、ソ連の影響下にあったアジアの諸国が自由主義経済を導入し始めた時期で、原田さんによると、既に数年前からそれらの国々から日本に対し、民事法の立法を支援してほしいという要請が来ていたが、民事局は大変忙しくてとても対応できず、年に1週間くらい民事局の検事を派遣して、民法の講義をする程度にとどまっているとのことだった。

これとは全く別に、当時大阪の高等検察庁・地方検察庁の建物が老朽化し、これを大阪の中之島に建設したいという計画があったが、その地区には、たぶん大阪市の要請だったと思うが、国際活動に関する機関以外には新たに建設を許さないという制約があった。原田さんは、この二つの要請を結びつけられたのである。つまり、大阪高地検の建物と法整備支援事業を行う国際民商事法センターの施設を一体のものとした建物にしようという構想である。法総研としては、その後者のことについては特段の興味はないが、前者つまり発展途上国に対する法整備支援を行うというのは、いわばボアソナードであって、大変魅力的な事業であると思った。

明治の初期に日本の法律の整備が遅れていたばかりに国際的に劣等国扱いを受け、不平等条約を結ばれていた時代に、日本が西欧の近代的な法律を導入するべく腐心していたときに、フランスから来日して私たちの先達に西欧の近代法を教えてくれたパリ大学のボアソナード教授たちの日本に対する法整備支援である。私たちは、150年たっても同教授たちに対するその恩義を忘れない。今度は逆に教える立場

であるが、法整備を支援することの貴重さは、私たちはいやというほど知っている。私はそのことがその瞬間に脳裏をかすめ、私は一も二もなく原田さんのその要請を即答でお受けした。全く予算もなく、教える教官もいなかつたが、日本の法整備支援事業は、このようにして始まった。

その後 JICA に行って、外国から受け入れる研修生たちの旅費と滞在費の支出を要請し、全国の有名大学を訪ね、法務省のこの事業に協力して講義等をしてくださる先生たちを募るなどして少しづつ態勢を整え、平成 7 年の秋に最初に研修生を迎えたのは、ベトナム司法省の 10 人の検事たちだった。

それと同時に、この事業にはかなりの資金が必要になるとを考え、財政的基盤を整えるべく、私は、以前に甲府地検に勤務していた時に検事正であられた前田宏さん（その後検事総長）を訪ね、事情をお話しして、なんとかこの法整備支援事業のための財団を創りたいと協力方をお願いした。前田さんは当時住友商事株式会社の監査役を務めておられ、私の説明を聞いて直ちに法務省の意図を理解されて、私を、同社の社長、会長を長年務めて相談役になっておられた伊藤正さんのところに連れていってくださった。私は、そこで、法整備支援の重要性と資金の必要性を熱心にお話しし、そのための財団設立の構想をお話ししこれに対する財界の支援をお願いした。伊藤さんはこの要請を快くお受けくださり、大車輪で財界から会員会社を募り、当時 148 社を集めてくださって、平成 8 年 4 月に財団法人国際民商事法センターの創立総会に漕ぎつけた。財団の会長には伊藤正さんを、同理事長に岡村泰孝さん（元検事総長）をお迎えし、さらに三ヶ月章さん（後に法務大臣）に特別顧問になつていただいた。

このようにして開始された財団だったが、平成 17 年に岡村さんが体調を崩され、代わって原田さんが理事長に就任された。おそらく日本の法整備支援の前記の経緯を知っておられた前田さんの発想で岡村さんに相談された結果の人選だったと思うが、前田さんが、当時アメリカのスタンフォード大学で教鞭をとつておられた原田さんに電話で理事長就任を要請されたとお聞きしている。冒頭の法整備支援構想の披瀝に続く、我が国の法整備支援事業における原田さんの 2 回目の登場である。

原田さんはそれから 12 年余りにわたって理事長を務めてくださった。理事会は年に 3、4 回は開かれるし、財団の監査のときにもお会いするので、原田さんからは長年にわたって近くで親しく御指導を頂いた。原田さんは、理事長としていつもテーブルの中央で司会を務められるが、話題は法整備支援事業にとどまらず、いつも我が国と世界の政治や経済など広い範囲に及び、大変高いレベルの話題に終始し、私にとっても大有意義な、また楽しみな会議であった。原田さんは、いつも明るく穏やかで話題の豊富な方だったので、みんな安心して発言した上、原田さんが政府中央の各種の団体の委員や役員を務めておられ、政府中枢の情報に通じておられたから、それらの情報に裏付けられた的確な指導をされ、私たち財団の事業の進むべ

き方向を示してくださった。

こんなに早く亡くなるものとは思ってもみかったので、財団の理事、評議員の皆さんも原田さんの指導の下ですっかり安心していたのに、余りに突然の御不幸に、みんなその衝撃から立ち直れないでおり、いまだに亡くなつたことの実感が湧かない。

法整備支援事業を初めて20年余りになり、ますます実感が出てきたのは、法整備支援は、長い目で見れば自由と民主主義、法治国家の形成、人権社会の構築のための闘いそのものであるということである。原田さんを失つたことの悲しみは深いが、原田さんと共に歩んだこの闘いを今後も一層力強く進めていくことを固く誓う。

月刊アーティクル 1987年11月号 座談会 檢察の世界（上）



右 奥：原田理事長  
右奥隣：本江監事

## お別れ

小杉 丈夫  
公益財団法人国際民商事法センター 理事

4月6日朝、突然の訃報だった。3月19日に電話でお話ししたばかりだったのに。未だに、あのお声が耳に残っている。最初にお目にかかったのは、1985年頃、アメリカ弁護士の日本進出に対し、日本の弁護士の間に強い反対の声があがった時のことだった。基本的に賛成だった私は、法務省司法法制調査部に勤務されていた原田さんと何回か非公式にこの問題について面談したのだった。原田さんの驚異的な組織力と調整力が如何なく發揮された、1988年のアメリカの法律団体 People to People と日法協、経団連等との共催の日米法律家会議でも御一緒させていただいた。

しかし、最も緊密に、共に仕事をさせていただいたのは、2005年、検事総長を退任された原田さんが、岡村泰孝さんの後を受けて当公益財団法人（以下、財団という）の理事長に就任された時からであった。

私は、原田さんより早く、財団の発足時から特別顧問 元法務大臣三ヶ月章先生（大学時代の恩師でもある）の強い要請（命令）を受けて、財団の理事を務めていた。特に、私は財団設立の1996年以来、中国国家発展改革委員会（当初は、国家経済体制改革委員会）との間で、毎年、日中で交互に開催する日中民商事法セミナーの担当者であったので、いきおい、このセミナーに関連して原田さんと御一緒する機会が多かった。北京でセミナーが開催されるときは、初代伊藤正会長を継がれた宮原賢次会長と原田さんと私の三人コンビで、釣魚台での中国側招待の晩餐会や、ホテルを会場とする討論会に数多く参加した。

原田さんは、特に中国側のトップである国家発展改革委員会副主任杜鷹氏と親交を深められた。会議の毎に、2人で基盤を持ち出して対局されたし、杜鷹さんの招きに応じて、宮原会長と共に、夫婦で中国にパンダを見に行かれるまでになった。

日中民商事法セミナーは、1996年の第1回から2016年の第21回まで、一度の中止もなく20年を経過しているが、それには、原田さん・宮原さんと杜鷹副主任との間の個人的な信頼関係が大きく寄与していると思う。

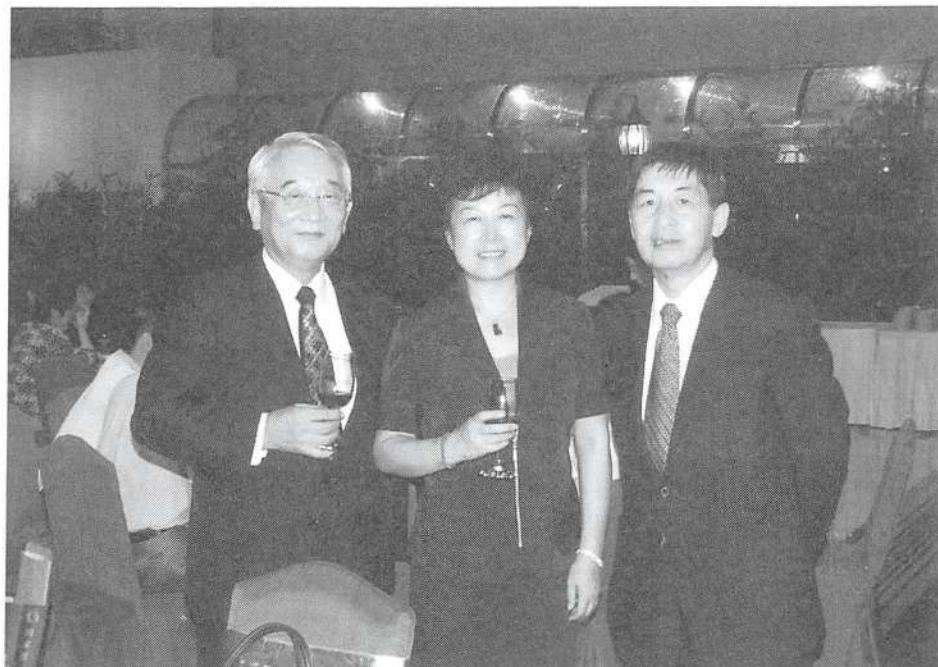
原田さんは“公け”ということをしばしば口にされ、それをとても大切にされる方だった。「私利・私欲でなく、社会のために尽くす」ことを文字どおり実践された。また、「相互理解を通しての、法による世界平和」「“対立と排他”的ではなく、“和解と包摶”的原理による紛争解決」ということに強い信念をもっておられた。中国との間では、時として、尖閣問題のような難しい政治問題も起つたけれども、原田さんの公平無私で、忍耐強い、話し合いを通じて問題の解決をはかる、という姿勢が微塵も揺らぐことはなかった。

昨年、杜鷹氏は他の任務に異動され、新たに林念修氏が副主任に就任された。そして、中国側の要望も取り入れた新たな協定書が日中間に締結された。この転換期に、原田さんを失ったことは、大きな痛手である。

また、財団創設以来 20 年を過ぎて、将来の法整備支援事業のあり方などにつき、法務総合研究所国際協力部や JICA との関係、政府との関係など、色々考えを廻らされていると拝察していたが、お考えをうかがう機会が永遠に失われたことは、返す返すも心残りである。

原田さんは家族思いの方だった。毎年夏にお嬢様の住まれるカリフォルニアを訪問することを楽しみにしておられ、よくその話をされた。盛岡検事正時代に始められ、その時の仲間と未だに続いているスキーのことや、御夫婦で行かれている花房晴美さんのピアノリサイタルのことなども、折にふれて、楽しげに語られたのだった。朋子夫人をはじめ御家族のお悲しみを思い、安らかに眠られることを祈るばかりである。

2006年9月 北京にて開催された第11回日中民商事法セミナーで



左：原田理事長

中央：任瓏氏  
(中国国家発展改革委員会法規司司長)

## 追悼の辞

赤根 智子

最高検察庁 檢事（前法務総合研究所長）

外務省参与・国際司法協力担当大使

平成29年4月、外務省の執務室で原田明夫元検事総長（公益財団法人国際民商事法センター理事長をお務めでしたので、以下「原田理事長」また、「当財団」などと呼ばせていただきます。）の訃報を聞いたときには、にわかには信じられない思いでした。

その約1年前の平成28年1月、大阪の法務総合研究所国際協力部における法整備支援連絡会（第17回）では、いつもどおり原田理事長に後援団体代表として閉会の辞をいただいており、その記憶もまだ新しかったからです。

原田理事長は、ご退官後も、弁護士業の傍ら、当財団をはじめ、実に多くの団体の役員や理事長などを務められ、公益にかかる事業に尽力されていました。法務総合研究所の業務に関する深いご理解の下、当財団として様々なご協力をご提案いただいたのはもちろんのこと、国内外の法制度や刑事実務、あるいは法整備支援全般についての原田理事長のお考えを、時に熱く、時にユーモアを交えてお聞かせいただき、いつも興味深く拝聴しました。また、年1回の法整備支援連絡会では、原田理事長による閉会の辞が、我々主催者側にとっても参加者の皆様にとっても、長かった一日の、そして熱い議論や意見交換の総括として、さわやかな達成感と明日への活力の源になっていました。

その第17回法整備支援連絡会の閉会の辞においては、原田理事長は、"World Peace through Law"という表現で、我々に対して大きな課題と目標を示されました。いつもどおりのにこやかなお顔で、力強いエールをいただきました。我々にとって叱咤激励の言葉よりも、何百倍も何千倍もの圧倒的なエネルギーを感じる、そして改めて襟を正したくなる閉会の辞でした。

私はその年（平成28年）6月の異動により、本務を外務省に移しました。原田理事長から直接お聞きしたこの閉会の辞が今も耳に残っています。改めて我々の業務に対する深いご理解と長年にわたるご指導・ご協力に改めて感謝申し上げたいと思います。

実は原田理事長に御礼を申し上げそびれたことがあります。古い話で恐縮ですが、昭和63年夏ころ、私は、米国の大学院への自費留学を決断しようとしていました（実際には翌年留学を果たしました。）。当時、既に人事院の国費留学制度等はありましたが、私はそういった公的制度には乗らない「普通の検事」でしたし、検事

には一般的な休職制度も認められないとのこと、留学するなら検事を辞める、という選択肢もあった中、また、それを半ば覚悟していた中で、（一時的に法務事務官に転換して）休職による留学と復職を許され、その後も長く検事を務めてされました。私は本年12月実施の国際刑事裁判所判事選挙に日本からの候補者として立候補しております。米国留学が人生の岐路となり、後に国連アジア極東犯罪防止研修所の人材育成、国際協力部の法整備支援事業等に関わることができたおかげであり、人事課長をされていた原田理事長をはじめとする当時の法務・検察幹部の皆様のご配慮には深く感謝しております。原田理事長がそのことを口にされたことはなく、私も面と向かってその件で御礼を申し上げたことはありません。国際刑事裁判所判事に当選したならば、その職責を全うして、国際刑事裁判やその発展に少しでもお役に立ちたいと思いますし、遅ればせながら原田理事長をはじめとする皆様方の恩に報いたいと思います。

4月14日の前夜式、私は、まだ悲しみにうちひしがれていましたが、原田理事長の遺影に向かい、心の中で御礼を申し上げることはできました。紙面を借りて改めて御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。どうか安らかにお眠りください。

2009年1月16日 第10回法整備支援連絡会のＩＣＣＬＣ懇親会で



左：原田理事長 中央：ニコラス・ジョン・ブース氏 右：赤根検事  
(ＵＮＤＰベトナム事務所政策アドバイザー)

## 原田さんの想い出

蒲野 宏之  
蒲野綜合法律事務所 代表弁護士

私が原田さんと最初のお知り合いを得たのは1977年の初夏の頃であった。当時日本政府は明治初期に締結され現存する条約の中で最古となっていた日米犯罪人引渡し条約の抜本的改訂を行うとの方針の下にアメリカ政府と交渉を始めており、原田さんはワシントン大使館の一等書記官としてその任に当たっておられた。その時期に私は北米第一課に配属されこの条約の改訂交渉が私の担当となった。外務省と法務省でまとめた案を米政府に伝えてもらうべく、原田さんと頻繁に公電のやり取りをした。コモンローに基礎を置く米国刑事法と大陸法に基づく我が国刑事法との間では考え方には大きな差異があり日米間の交渉は難航したが、米国からみれば無理な我が国の要求を米側と調整する最前線に立ったのが原田さんであった。原田さんはロッキード事件で培った米国司法省の人脈をフルに使って両方が納得できるような落とし所を探るのに奔走した。原田さんの奮闘のおかげでこの条約は1978年3月3日に新条約として署名の運びに至ることができた。

その後私は外務省を退官しワシントンで8年間ほど弁護士業務に従事した後に帰国し、再び定期的にお目にかかる機会に恵まれた。ワシントン滞在経験者がメンバーとなって1990年代初めに設立したポトマッククラブという任意団体での活動を通じてであった。このクラブは毎月1回の講演会付き朝食会を開催し、原田さんご夫妻も熱心に参加され、国際派の検察庁幹部らしい公の観点からのご質問やご指摘をされていた。私がクラブ設立後の間もない1990年代半ば頃に「ワシントンのロビイストの実態」という話をした時に、原田さんが進んで私と外務省時代に一緒に仕事をしたこと今は同じ法曹界に身を置くものとして期待する旨の大変心温まるご紹介を頂いた。

また原田さんの「世のため人のために」というお気持ちは、ポトマッククラブで岩手県に旅行した時によく示された。当時ポトマッククラブは年に1回ほどの旅行会を持っていましたが、原田さんご夫妻のお申し出で岩手県訪問が決まった。この岩手訪問は、原田さんが傾倒されていた新渡戸稲造の記念館や宮沢賢治の家を訪問し、また秋の紅葉の真っ盛りな岩手八幡平の景色を楽しむことができた。これはひとえに原田さんご夫妻が事前にわざわざ同じ場所をお周りになり周到な準備を重ねられたことによるものであった。

さらに私の個人的なこととしては、原田さんが検事総長の激職の時代も含めて妻の花房晴美のコンサートにお出かけいただきいつも応援を賜ったということである。

原田さん、地上でのご多忙であった分もあわせてどうぞ天国で安らかにおやすみください。

2015年10月15日 花房晴美ピアノリサイタルの後のパーティーで



左：蒲野宏之氏

右：原田理事長

## 日本の友人原田明夫先生を偲ぶ

杜 鷹  
中国全国政治協商會議委員  
國務院参事  
国家發展改革委員会元副主任

2017年4月6日午後、私がちょうど夜清華大学農村發展研究院に講義をしに行くための資料をオフィスで準備していた時、突然森川先生が日本からかけてきた電話を受け取り、電話の中で私は原田明夫先生がお亡くなりになったということ言葉を告げられました。凶報はまるで青天の霹靂のように耳に届き、私はこの話が本当のことだとはほとんど自分の耳を信ずることができませんでした。昨年6月に北京でお会いしたときはあれほどお元気だったのです。

電話を置いて、私はショックと悲痛の気持ちに浸りました。原田明夫先生のあの慈愛に溢れた威厳のあるお顔がしきりと目の前に浮かび、原田明夫先生との十年来のお付き合いのひとこまひとこまが脳裏をかすめていきました。私はここに筆を執り、原田朋子夫人への弔慰の文章をしたためました。

原田明夫先生がご逝去なされたという凶報に接し、強いショックと非常な悲しみに襲われました。原田明夫先生は長年にわたり中日民商事法の交流に力を尽くされ、両国人民の友好のために傑出した貢献を果たされ、また私との間には深い友誼が結ばれました。原田明夫先生のご逝去は、中日法律交流にとっての重大な損失であるだけでなく、私をして尊敬する、最も仲の良い日本の友人を失わせてしまうことになりました。我々は永遠に先生を偲び、先生の精神を学び、中日民商事法交流の仕事を堅持するとともにさらに立派なものとすることにより、先生の御靈への弔意といたします。

私と原田明夫先生が交友関係を結ぶ縁ができたのは中日民商事法においての交流のおかげでした。二十世紀の90年代中ごろ、中日経済貿易関係が正に最も活気があった時期に、民商事法の分野における両国の相互理解を深め、中日両国の経済貿易関係の発展をいっそう促進するため、双方の協議を経て、1996年から始めて、中日民商事法シンポジウムを毎年一回開催し、パートナー側が興味を抱く民事・商事の法律について双方が宣伝、紹介、交流と研究を進めていくことが決定されました。中国側の主運営団体は最初国家体制改革委員会でしたが、2003年の機構改革の後、国家發展改革委員会に変更となりました。2006年、朱之鑫副主任の後を継いで私がこの仕事を引き受け、その年の第11回から2013年の第18回まで私の任の下において計7回のシンポジウムを手がけました。日本側の主運営団体は財団法人国際民商事法センターと法務省総合研究所で、具体的な責任者の一人は日本のビジネス界において徳が高く非常に人望がある、日本経団連の副会長及び日中経済協会の副会長として、ずっと

と中日友好と両国の経済貿易協力に力を尽くし、このために重要な貢献をなされたきた住友商事株式会社元社長・元会長、国際民商事法センター会長の宮原賢次先生で、もう一人は日本法曹界のキャリア豊かな人士で、二十世紀の70年代の著名なロッキード贈賄事件の調査・解明において重要な役割を果たし、後に最高検察庁検事総長の任に就き、退任後に日本国際民商事法センター理事長に招聘された原田明夫先生でした。

覚えているのは、私が原田明夫先生と最初にお会いしたのは2006年9月22日に北京で開催された第11回中日民商事法シンポジウムの席上でした。その時のシンポジウムには宮原賢次先生は出席されてはおらず、原田明夫先生が団長として日本の法務専門家3名を率いて訪中し、とくに日本の循環経済発展に関する法律・法規を中国側に紹介してくださいました。北京国賓酒店の応接室で、私と原田明夫先生は雑談を始め、私はまず先生が団を率いて今回のシンポジウムに参加されたことに熱烈な歓迎の意を示し、その後主として資源節約と持続可能な発展の中日両国に対する特殊な重要性を語るとともに、今回のシンポジウムが成功を勝ち取ることを希望していることを話しました。原田明夫先生は私より12歳年上でしたが尊大でもったいぶった態度は少しもなく、話をすると上品で礼儀正しく、私がこの交流活動の中国側責任者の仕事を引き継いだことを大変歓迎し、循環経済についての私の見方に非常に賛同するとともに、シンポジウム参加者を一人一人私に紹介してくれました。その後、私と原田明夫先生は共にシンポジウムの開幕式に出席するとともに挨拶を行いました。会議は大変な成功を収め、中国側出席者の一致した好評を博しました。当日夜、私は宴席を設けて日本側客人を招き、宴会の席上においてもまた原田明夫先生と次回のシンポジウムのテーマについて相談し、私が中国物権法の制定と民事訴訟法の修正をテーマにしたらどうかと提起したところ、原田明夫先生はこれに賛同の意を示し、このことはまさに日本側が興味を抱いている分野であると考えているとの言葉がありました。原田明夫先生の交流活動に対する重視の考え方といしさかもゆるがせにせずに仕事に取り組む精神は私に深い印象を残しました。

その時以来、私と原田明夫先生はほとんど毎年あるいは北京で、あるいは東京でお会いするようになりました。この間、私は前後して4回日本を訪れ、毎回宮原賢次先生と原田明夫先生の心のこもったもてなしを受けました。民商事法の交流活動に参加する以外に、日本側はまた私の仕事の必要に基づいてその他のいくつかの視察項目を手配してくださいました。覚えているのは、最初の交流活動で日本を訪れたのは2007年9月で、まさに秋晴れの爽やかな季節でした。最初の日の午前、私が全国農業協同組合中央会を訪問して戻ってくると、宮原先生と原田先生がホテルニューオータニのエントランスで私を待っているのが遠くから見えました。これが私と宮原賢次先生との初めての出会いでした。先生はすでに70余歳の齢であったのに関わらず、極めて健康そうに見えました。昼食会の席上、我々は中日民商事法交流について掘り下げた意見交換を行い、食事の後には急いで貿易振興会ビルに向かい、第12回中日民商事法シンポジウムの開幕式に出席しました。原田明夫先生が主宰し、宮原先生と

私がそれぞれ挨拶を行い、いずれも民商事法交流活動をこれからも毎回開催し、さらに成果に富んだ会を開催する必要があるとの考えを表明しました。二日目、我々は新幹線に乗って大阪に行き二つ目の交流活動に参加することになっており、朝早くから東京駅に急いだのですが、原田明夫先生は早々と駅で我々を出迎えてくださり、しかもまた自分で旅行ケースを手に提げていました。昼ごろに大阪で二つ目の交流活動に出席した後、私は大津市に向かい琵琶湖の治水工事を視察しました。夕方大阪に戻り原田先生と夕食を共にし、食事の間私はまた原田先生に日本の環境統治・管理の面における法律問題について教えていただき、先生はこれに一つ一つ答えてくださり、益するところ甚大でした。この後2009年、2011年にも日本を訪問し、いずれも大阪に行き関西地区のシンポジウム活動に参加し、しかも毎回いずれも原田明夫先生が同行していただきました。

私と原田明夫先生はしだいによく知り合う間柄になり、また心を込めて語り合うことができる良き友人となっていきました。原田明夫先生は非常に見識がありまた極めて厳しい人であると感じていました。普段話すことは多くはありませんが、ひとたび口を開いて話をすると、肝心要の話に行きつくので、先生の意見を重視しなればならないような雰囲気になりました。先生はまた非常に実直な、誠実で篤実な人でもあり、人を遇するときは広く思いやりがあり、心がこもっており、度を越した話をしたことはこれまで一度もなく、何事に対しても、如何なる所においても他の人のためを思い、常に先生の誠意と思いやりを相手方に感じさせるのでした。中日両国の関係も我々がよく言及した話題でした。これは中日民商事法交流の本来の意図が両国の経済貿易協力を促進するということだけでなく、この交流が時には両国関係が大きな環境の影響を受けざるをえなかつたためです。実際、2012年、2014年の二回の中日民商事法交流活動は両国関係に出現した波乱によって開催を延期しなければならなくなりました。私が言いたいことは、宮原賢次先生、原田明夫先生がいずれも高所に登つて遠望する、極めて強い信念を持った方であり、お二人は中日友好が両国人民の根本的利益のよってくるところであり、大勢の赴くところであることをかたく信じ、困難にぶつかるたびに、お二人はいつも積極的な態度で対応し、これまで回避することはありませんでした。中日民商事法交流活動は中断することなく20年も継続して開催されてきましたが、このことは数多くの中日交流活動の中においても多く見られることではありません。今振り返ってみると、年配のお二人の堅持がキーポイントとなる役割を果たしてきたのです。このことは私をして最も感佩することであり、また宮原賢次先生と原田明夫先生がこのために果たした貢献を、後を継ぐ人々が忘れることがないよう希望するようにさせています。

私と原田明夫先生にはもう一つのご縁がありました。それは我々がともに囲碁爱好者で、しかも二人ともかなりの碁に熱中して病み付きになっている者の類に属していたということです。私と原田先生の碁の腕前は大して違うことはなく、最初の対局は大阪であり、その時は私が運よく勝ちましたが、原田先生は納得せず、来年の再手合わせを約束しました。その時以来、我々二人は顔を合わせると、お茶や食事の後の

ちょっとしたくつろぎの時に碁を一、二局打つのでした。最も忘れ難いのは日本棋院を訪れて碁を打った時のいきさつです。それは2013年の冬、第18回の交流活動に出席するために東京を訪れたときに日本側が手配してくれたことです。その日の午後、宮原賢次先生、原田明夫先生は私に同行して千代田区にある日本棋院に向かい、和田紀夫理事長、日本の著名な九段棋士でありまた日本棋院副理事長である山城宏先生が我々を熱烈にもてなしてください、我々はお二人の案内で棋院の資料館、対局室とその他の活動場所を参観しました。資料館では、ホスト側が囲碁殿堂に選ばれた人物をとくに紹介し、和田紀夫理事長は陳毅元帥のレリーフ像を指差して、選ばれた人はいずれも日本の囲碁界が選出したもので、陳毅元帥は選ばれた17人の内の唯一の日本籍でない人士で、陳毅元帥が選ばれたということは、同氏が日本の囲碁界において崇高な威光と人望を享受していることを示すものであり、また同氏の囲碁事業、とくに中日囲碁交流のために果たされた傑出した貢献を記念するためであると説明されました。私は中国囲棋協会の顧問として、中国棋院が展開している活動の状況、とくにここ二年の間に中韓国会議員が展開してきた囲碁友好交流活動の状況を日本の友人に紹介するとともに、日本の国会議員も参加できることを希望しているという願望を表明しました。和田紀夫理事長と山城宏先生は共に、このことは素晴らしいことであり、必ず真剣に検討するとともに積極的に実現させたいと表明されました。参観の後、ホスト側はまた棋院の幽玄の間という和風の対局室において、とくに私と原田明夫先生との友好記念対局を手配してくれました。私と原田明夫先生のその時の対局はいずれも極めて真剣そのもので、対局後山城宏九段が講評、指導をしてくださいました。私は日本側がしてくださった周到な手配に心からの感謝の気持ちを表しました。これも私と原田明夫先生との間における極めて記念すべき意義のある対局となりました。

「パンダの旅」は私と宮原先生、原田先生との付き合いの中における非常に忘れ難い一ページです。宮原先生と原田先生はジャイアントパンダに対して特別の思い入れがあり、機会があったら四川省に行ってジャイアントパンダ基地を参観してみたいと何度も言っておられました。2014年、私が国家発展開発委員会の指導的持ち場から退いた後、お二人と来年は一緒に四川省に行くことを相談して決めるとともに、国家林業局の同志に手配の協力をお願いしました。2015年5月16日、私と宮原先生、原田先生の一行は成都で落ち合い、次の日の朝早くに車に乗って雅安にある中国ジャイアントパンダ保護研究センター碧峰峽基地に向かいました。車の中で、保護研究センターの李副主任は宮原先生、原田先生等の日本の友人にジャイアントパンダ人工保護・飼育の艱難辛苦の道のりと勝ち取った豊かな成果を紹介し、両先生は中国政府の極めて成果のある仕事に対して強い敬服の気持ちを示すとともに、パンダに関する様々な知識について極めて興味深げに、詳細に質問を行いました。雅安で昼食をとりしばし休憩を取った後、車を飛ばして1時間足らずの碧峰峽基地に到着しました。碧峰峽基地は科学研究、教育、観光を一体に集めた中国最大の放し飼い式のジャイアントパンダ保護地です。李副主任は我々を案内して数か所のジャイアントパンダを参観し、これらのパンダの来歴と物語を詳しく紹介してくれました。午後4時、今回の「パンダの旅」のために特に手配されたプログラムが基地のオフィスビル前で行われまし

た。即ち宮原先生がジャイアントパンダのために「賢賢（シェンシェン）」と命名する式典です。式典において、国家林業局関係部門の幹部がまず挨拶を行い、パンダは紀元685年にすでに中日両国の友誼を伝える使命を担っており、今回は宮原賢次先生の長年にわたる中日友好のために果たされた貢献を人々に明らかにするため、特にパンダの赤ちゃんに命名するという栄誉を授けましたが、これは中日友好にいま一つの美談を添えることとなるでしょうと述べました。その後、私は証書を宮原先生に手渡しました。宮原先生は謝辞を述べ、ジャイアントパンダの赤ちゃんに名前を付けるという機会をいただき非常に光栄に思っています。今後は引き続き日中民商事法シンポジウム活動と我が社の業務活動を通じて、日中両国民衆の交流と日中関係の発展を拡大するために貢献していきたいと述べました。この時、係員が「シェンシェン」を抱き上げて現れ、宮原賢次夫妻、原田明夫夫妻と皆さんと一緒に「シェンシェン」と記念写真を撮りました。原田明夫先生はその場の雰囲気に染まり、感動の気持ちで、この命名式は非常に意義があります。中国の国宝であるジャイアントパンダの赤ちゃんに名前を付けるということを通じて、中日双方の深い友誼を再度具体的に表しております、実に人を感動させるものでありますと述べられました。

次の日、私は宮原先生、原田先生の一行に同行してジャイアントパンダ繁殖飼育基地と世界文化遺産の都江堰を参観しました。道々、私は成都の歴史、文化の重厚さを説明し、ついでに唐詩を数句吟詠しました。一つは杜甫が成都草堂において眼前の風景に触発されて創作した即興の小詩である次のような「絶句」です。

りょうこ こゑり すずりゆう  
両箇の黄鸝 翠柳に鳴き  
いつこう はくろ せいてん のほる  
一行の白鷺 青天に上る  
窓には含む せいかれい  
西嶺千秋の雪  
門には泊す とうごはんり  
東吳万里の船

この詩はスクリーンに映し出されるような感じがとても強く、吟詠するときにはまるで生きているかのように真に迫るスクリーンが目の前に浮かんできます。もう一首もやはり杜甫が成都において書いた次のような「花卿に贈る」です。

きんじょう しがん ふんぶん  
錦城 の絲管 日に紛紛  
なかほ い なほ  
半ばは江風に入り 半ばは雲に入る  
たまよさ  
この曲只だ応に天上に有るべし  
じんかんよ ぐいくたび  
人間能く幾回か聞くを得ん

作者は楽曲の素晴らしさを讃えたのか、それとも花將軍の功を恃む傲慢な態度を皮肉ったのでしょうか。原田先生は私の解説を興味深く聞くと同時に、すぐさま私に、詩を書き出して私に下さい。大切にしまっておきたいと言われました。私はまた日本の俳句について原田先生に教えてもらいました。原田先生は、俳句は日本の詩歌形式の一種であるが、最初はやはり中国の古代漢詩で、それから発展変化したものと説明していただきました。知らず知らずのうちに、我々の間にはいま一つの文化の面における交流ができたのでした。

原田明夫先生に最後にお会いしたのは2016年の春と夏の交流のときでした。もともとは四川パンダの旅が終った後に、私はお二人の先生と一年後に再度一緒に九寨溝を旅しようと約束していたのです。まさか旅行直前に、突然重要な公務に追われて一緒に旅行することが難しくなるとは知らず、やむなく友人に同行してお世話するようお願いしました。まことに申し訳ないことであったと思いました。幸い宮原先生と原田明夫が北京に戻ってきた後に、またお会いすることができました。覚えているのは、6月5日の週末の夜、私と妻の羅小韵は建国門外の長富宮ホテルに向かい、宮原賢次先生、宮原美恵子夫人、原田明夫先生、原田朋子夫人にお会いするとともに夕食をご一緒にしました。席上、両先生は、今回の旅行は九寨溝、黄龍の美しい景色を思う存分満喫しただけでなく、長年の四川省西部を旅したいという宿願がかない、さらに再度ジャイアントパンダ基地を訪れて「シェンシェン」に会え、まことに行って無駄でなかつたと述べられました。妻の羅小韵は日本の友人に二十世紀の80年代初めに九寨溝の営林行政機関を取材撮影したときの状況を紹介しました。九寨溝はその時はまだ対外開放されていなかったのです。羅小韵はまた宮原賢次夫妻、原田明夫夫妻に彼女の撮影作品集「西部の記憶」を贈呈しました。宮原先生と原田先生は大変お喜びになられ、これほど素敵なお贈物はないと言われました。席上、私と宮原先生、原田先生は住友の泉屋博古館が所蔵する中国古代の青銅器・書画など合計199点の写真、解説を載せた本を中国国家博物館は出版したことにも触れ、心温まる楽しい一夜と一緒に過ごしました。別れに臨んで、私と宮原賢次先生、原田明夫先生はお互に身体を自愛するよう言葉を掛け合い、来年の再会を約束しました。なんと、その時の強く印象に残った対面が、あろうことか私と原田明夫先生の永遠の別れとなってしまいました。

しばらく前、森川先生から電話があり、宮原賢次先生が原田明夫先生を記念する文集を出す準備をしており、私にその中に収める文章を書いていただくことはできなかという内容でした。私は直ちに承知しました。これはもしかしたら原田明夫先生に対する心からの敬意と心からの懐かしさを私が示すための最良の方式であるかもしれないと考えたからです。こうしてこの文章ができたのです。ここに本文をもって謹んで原田明夫先生を弔い、先生が安らかにお眠りになることを祈願いたします。

2013年12月6日 中日友好対局 於：日本棋院



左：杜鷹氏      右：原田理事長

中日友好記念対局

於：日本棋院

日本国  
公益財団法人  
国際民商事法センター

中華人民共和国  
国家发展和改革委员会

原田明夫

杜鷹

2013.12.6

# 財団設立20周年記念式典・講演会

日時：2017年1月23日（月）

会場：新霞ヶ関ビル　灘尾ホール

## 1、記念式典（15時～）

開会挨拶	公益財団法人国際民商事法センター会長	宮原 賢次
挨拶	法務省法務総合研究所長	佐久間達哉
来賓挨拶	法務省事務次官	黒川 弘務
	独立行政法人国際協力機構理事	富吉 賢一
	独立行政法人日本貿易振興機構副理事長	赤星 康
	日本弁護士連合会副会長	幸寺 覚

## 2、記念講演（16時～）

講演　ベトナム前司法大臣	ハー・フン・クオン
ベトナム司法省前次官	ディン・チュン・トゥン
名古屋大学名誉教授・公益財団法人国際民商事法センター評議員	
	森嶽 昭夫
統括　弁護士・公益財団法人国際民商事法センター理事	小杉 丈夫

## 懇談パーティ（17時30分～）

挨拶　法務副大臣	盛山 正仁
----------	-------



## ～～講師紹介～～

Mr. Ha' Hu'ng Cuo'ng(ハー・フン・クオン) ベトナム前司法大臣

生年月日 1953年8月11日

学歴 モスクワ大学国際法学部卒業

ソビエト社会主義連邦共和国連邦科学アカデミー（現・ロシア科学アカデミー）国家法律研究所にて法学博士号取得

職歴 ~1998年 ベトナム司法省国際協力局長

~2003年 ベトナム司法省次官

2007年~2016年 ベトナム司法大臣

Mr. Đinh Trung Tụng(ディン・チュン・トゥン) ベトナム司法省前次官

生年月日 1956年10月8日

学歴 タシケント大学（当時旧ソ連）にて法学修士号取得

職歴 ~2005年 ベトナム司法省民事経済法局長

~2016年 ベトナム司法省次官

2016年~ ベトナム司法省顧問

森嶌 昭夫（もりしま・あきお） 名古屋大学名誉教授・弁護士

生年月日 1934（昭和9）年11月14日

学歴 東京大学法学部卒業

ハーバード・ロースクール大学院修了（法学修士）

職歴 1971年~1996年 名古屋大学法学部教授

（主なもの） 1996年~ 同大学法学部名誉教授

同年 弁護士登録（第一東京弁護士会）

1996年~2000年 上智大学法学部教授

2002年~ 損害保険料率算出機構理事長

2007年~ 財団法人日本環境協会会长

2013年~ 加藤・西田・長谷川法律事務所 弁護士

## 第1部 記念式典

### 【開会挨拶】

公益財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次

公益財団法人国際民商事法センター会長の宮原賢次でございます。

本日は黒川法務省事務次官、富吉独立行政法人国際協力機構理事、赤星日本貿易振興機構副理事長、幸寺日本弁護士連合会副会長を始めとするご来賓の皆さんをお迎えし、また森嶌評議員を始めとする財団幹部の方々、企業会員の皆さん、それに日頃財団の事業運営にお世話になっている関係者の皆さんに多数ご参集いただき、ここに公益財団法人国際民商事法センターの設立20周年記念式典を挙行することができますことは、誠に慶ばしく、感激に耐えないとろでございます。

本財団は1996年4月に法務省より設立許可をいただき、その設立趣旨・目的に沿って、市場経済化を進めるアジア諸国求めに応じ、民商事分野での法制度の整備、そのスムーズな運用を図るための研修の実施などの法整備支援活動、及び、各国との民商事法分野における相互理解を深めるための人的交流、セミナー、シンポジウムの実施などの事業を民間の立場で推進するよう努めてまいりました。

財団設立から昨年で20年を経過しましたが、これまで順調に活動を続けて来られましたのは、まずは広く各界民間企業の皆さんに会員として財政支援を続けていたいていること、次いで、法曹界並びに大学の先生方より実務面・学術両にて献身的なご支援・ご協力をいただいていること、そして、法務省法務総合研究所・国際協力機構を始めとする政府関係機関の皆さんの絶大なるご指導とご尽力の賜ものであります。

ここにこれら関係者の皆さんに対し、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、当財団は、各国各方面に色々な支援活動を実施してまいりましたが、簡単にその20年の歴史を振り返ってみたいと思います。1996年、日本からの法整備支援の対象地域として、冷戦構造の解消から社会主義体制から市場経済体制へ移行しようとしているアジア地域、とりわけインドシナ諸国が主要な対象国として選ばれ、当時の国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構）のODAの枠組みを通じてベトナムに対する支援が開始されました。そして、その一環で、法整備支援を民間として協力する団体である国際民商事法センターが設立されたのであります。

ベトナムでは、その後、日本からの支援の成果として、2004年6月に民事訴訟法および改正破産法が、2005年6月には改正民法が成立し、2015年4月からは「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が開始されております。また、カンボジアに対しては、1998年に民法、民事訴訟法の立法支援が

開始され、2006年に民事訴訟法が、2007年には民法が成立・公布され、2014年には不動産登記共同省令の起草支援を終えております。新しいところでは、2012年以降ミャンマーに対する支援が開始され、知的財産保護法制の整備等が予定されています。またインドネシアに対しては、2015年12月からビジネス環境改善のための知的財産権保護等のプロジェクトが開始されております。

財団の活動は主としてODAの一環としてのJICAからの法整備支援に関する委託事業でありますが、それ以外にも、ODAの枠組みを超えて、他の事業も行っております。

例をあげると、中国の国家発展改革委員会と財団、法務省、日本貿易振興機構（JETRO）が共催するかたちで日本（東京・大阪）と北京で毎年交互に開催される日中民商事法セミナーを、当財団設立の1996年以来実施しております。昨年11月の北京セミナーで第21回を迎えるました。時に尖閣列島を巡る対立など日中間で難しい政治問題が発生する中でも、一度の中断もなく20年間継続しております。このことは、特筆されてよいことだと考えております。

セミナーのテーマは、かつては民事訴訟、仲裁制度、契約法、会社法など民商事分野の基本法に関するもののが多かったのですが、最近では中国の急速な経済発展に伴い、大気汚染防止法、独占禁止法、農村の都市化を巡る法律問題、外資法の改正、PFI法（民間資本を活用したインフラ整備）など経済法等の幅広い分野に広がってきております。

また、韓国との間では、日韓パートナーシップ共同研究を実施しております。この事業は韓国の大法院（最高裁判所）と日本の法務省・最高裁判所の間で、不動産および商業登記、供託制度、戸籍制度、民事執行制度について担当者で共同研究を行うもので、1999年に開始され、昨年第17回を迎えるました。

日韓対等の立場で、双方の研究員が互いに両国を訪問し合い、文字通り寝食を共にして行うユニークな共同研究で、両国の実務の改善、司法交流、双方の人材育成に大きな成果を上げております。

前に述べたカンボジアの例に見られるように、アジアの発展途上国においては、民法、民事訴訟法のような基本法の立法の後は、不動産登記法など周辺の法律の整備に進むことが見込まれております。その観点からも、この日韓の共同研究は、アジアの情勢の一歩先を行く企画と位置づけております。

そのほか、関西を中心とする会社法関係の学者、弁護士の協力を得て、シンガポール・韓国・インドネシア・ベトナムなど日本が進出しているアジア諸国の会社法の諸問題をテーマとして、研究活動、シンポジウムなども実施しております。

このように、当財団は、皆様の御協力の下、さまざまな事業を実施してまいりましたが、ここに満20年の節目の年を迎えることができました。そこで、本日は日本の法整備支援のスタートとなったベトナムより、ハン・フー・クオン前司法大臣並びにディン・チュン・トゥン司法省前次官が来日される機会をとらえまして、財団

設立 20 周年の記念式典と記念講演を企画した次第でございます。

最後に、財団の会長として一言お願いを申し上げます。先に申し上げましたとおり、本財団は順調に事業を続けて参ってはおりますが、地味な活動でもあり、会員数は当初に比べ残念ながら減少してきしております。

私共と致しましても、財団の資金面の充実を図り、諸プロジェクトに、更に積極的に取り組んでまいる所存ではございますが、会員数の増加に向け関係者各位のご理解と格別のご協力をお願いする次第でございます。

本日の財団設立 20 周年記念式典にあたり、本財団の事業・運営にご支援・ご協力をいただいております関係者の皆さまに重ねてお礼を申し上げ、私の開会のご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

### 【挨拶】

法務省法務総合研究所長 佐久間達哉

法務総合研究所の佐久間でございます。公益財団法人国際民商事法センター設立 20 周年記念式典の御開催に際し、一言御挨拶とお祝いを申し上げます。

まずは、宮原会長を始め、財団役職員の皆さま、並びに会員企業の皆様には、財団設立 20 周年、誠におめでとうございます。

財団と力を合わせ、まさに二人三脚で法整備支援事業を進めてまいりました法務総合研究所を代表して、心からお祝いを申し上げるとともに、この間私共に賜りました大いなる御支援・御協力に対し、厚く御礼申し上げます。

私は、昨年 6 月、法務総合研究所に参りまして、法整備支援の事業に関わるようになりますが、財団の皆様や諸先輩からお話を伺い、また、財団の機関誌国際民商事法センターや私共の法整備支援を担当している国際協力部で発行している ICD NEWS のバックナンバーを読むなどして、法整備支援の草創期から財団の皆様を始め、諸先輩たちが大変な御苦労をされてきた、現在の法整備支援事業がそうした先人達の大変な努力により築き上げられたことを知りました。

御案内のとおり、法務省が法整備支援の仕事に乗り出したのは平成 6 年（1994 年）のことでしたが、この全く新しい未知の仕事を進めていくに当たっては、経済界を中心とする民間のパートナーが是非とも必要でした。そこで、財団の初代会長を務められた伊藤正様に御相談し、その御尽力により、多くの会員企業の御参加を得て財団が設立されたわけですが、財団機関誌の創刊号を拝見しますと、伊藤初代会長や財団の特別顧問を務められた三ヶ月章先生の法整備支援に寄せる熱い思いが今でも伝わってまいります。

財団が設立された平成 8 年（1996 年）に、JICA プロジェクトとして法整備支援事業が本格的に始まり、以来 20 年にわたって、私共と財団は二人三脚で法整備支

援事業を進めてまいりましたが、この間に、対象国は、最初のベトナムに加え、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、ネパール、ミャンマー等に拡大するとともに、内容面でも、基本法等の起草支援や運用支援に加え、人材育成支援、法令間の整合性確保支援等に広がっており、相手国の実情に配慮し、そのオーナーシップを尊重した支援の在り方は相手国からも高い評価を受けるに至っております。

もとより、法整備支援事業は、JICA はもちろん、アドバイザリーグループの先生方を始めとする多くの皆様に支えられているわけですが、20年前には果たしてどう育つかもわからなかった法整備支援事業が、今日このように日本型法整備支援と言われるまでに育ちあがったのは、財団の物心両面にわたる大きな御支援・御協力の賜物であり、深く感謝しております。

また、財団では、設立以来、中国側のカウンターパートと共に独自に日中民商事法セミナーを開催され、既に 21 回を数えるに至っておられます。

私共法務総合研究所でも僅かながらお手伝いをさせていただいており、私も昨年 1 月に中国で開催されたセミナーに参加させていただきましたが、日中関係が微妙な中で、平成 15 年以来会長の重責を担われている宮原会長御自らが、やはり設立以来理事をお務めの小杉先生と御一緒に、まさに先頭に立って民間ならではの協力関係・信頼関係を中国側と築いておられることに深い感銘を受けました。

今世界を見ますと、反グローバリズムやポピュリズムの風潮の中で、戦争等の悲惨な歴史の教訓として大切にされてきた自由、平等、人権・人道といった普遍的価値が軽視され、専ら自国の利益ばかりを追求してむき出しの力が幅を利かせかねないような動きが現れてきていることは、皆様御承知のとおりです。このような情勢の中で、対象国の利益を重視しながら、法の支配という多民族・多国家が平和に共存し、発展を遂げていくのに不可欠な普遍的価値の定着を図る日本型法整備支援の重要性は益々高まっているように思いますし、日中民商事法セミナーのように ODA としての法整備支援の枠組みを超えたこの分野における国際協力に関して、民間としての財団が果たされる役割も、今後益々大きくなっていくものと思っております。財団の一層の御発展を心から祈念するゆえんです。

終わりに、改めて長年にわたる私共法務総合研究所への御支援・御協力に御礼申し上げるとともに、宮原会長を始め財団の皆様の益々の御健勝を祈念して御挨拶とさせていただきます。

### 【来賓祝辞（1）】

法務事務次官 黒川 弘務

ただいまご紹介にあずかりました法務事務次官の黒川弘務でございます。本日は、国際民商事法センターの設立 20 周年、誠におめでとうございます。法務省を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げます。

また、国際民商事法センターの皆様から、財団設立以来 20 年もの長きにわたり、

法制度整備支援事業に関し、多大な御協力、御支援を賜ってきたことに対し、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

我が国の法制度整備支援は、諸外国の法制度を取り入れ、それを発展させてきた我が国の経験と知見を踏まえつつ、相手国の歴史、文化、オーナーシップ等を尊重し、相手国の自立的発展の基礎となる法制度の構築や人材育成に協力するものであり、法の支配の確立や相手国の持続的成長に貢献するものです。

このような我が国の法制度整備支援は、ベトナムを始めとする相手国の方々から、高く評価していただいており、我が国との友好関係、協力関係を強化する上で、重要な役割を果たしております。

このような重要な意義を持つ法制度整備支援を実施するに当たり、国際民商事法センター関係者の皆様の御理解・御協力は、大きな力であり、支えとなつてまいりました。

さらに、近時ますますのグローバル化に伴い、我が国を含むアジア地域全体の経済発展にも貢献するものとして法制度整備支援の重要性が一層増しており、支援対象法令も、民法等のいわゆる基本法のみならず、知的財産法その他の経済法令へと広がりつつありますので、国際民商事法センター関係者の皆様の御経験、知見が、非常に有益なものであり、皆様との連携がますます重要なものと考えております。

当省といたしましても、今後も関係機関と連携を深めつつ、法制度整備支援をより積極的に推進してまいり所存でございますので、国際民商事法センター関係者の皆様におかれましても、一層の御支援を賜れますよう、改めてお願ひ申し上げます。

本日は、これから、ベトナム前司法大臣のハー・フン・クオン様、ベトナム司法省前次官のディン・チュン・トゥン様、そして、日本の法制度整備支援の草分け的な存在であられます森嶌昭夫先生から、それぞれ御講演いただけるものと承知しております。

長らくベトナムの司法制度の発展に努めて来られたクオン様、トゥン様とそれを支えてこられた森嶌先生のお話は、国際民商事法センターの20周年を祝うに相応しいものと考えております。

最後に、国際民商事法センターのますますの御発展と、本日この場に御臨席の皆様方のますますの御健勝を心から祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

## 【来賓祝辞（2）】

独立行政法人国際協力機構 理事 富吉 賢一

ただいまご紹介に預かりました、JICA の富吉でございます。本日は、公益財団法人国際民商事法センターの設立20周年に際し、JICA を代表して、心よりお祝いを申し上げたいと思います。

私ども JICA は、国際民商事法センターが設立された1996年にベトナム法整備プロジェクトを開始して以来、国際民商事法センターの皆様と手を携えて、ODA による途上国への法整備支援を実施しております。

20年前のJICAにとって、法整備支援は全くの未経験分野であり、何かと至らぬ点も多々あったのではないかと推察しております。そのような中、国際民商事法センターの皆様は、法務省、裁判所、日弁連、学会など法曹各界の専門家の方々とJICAとの橋渡し役となってくださいり、今や法整備支援はベトナムからアジア各国、更には、アフリカにまで拡大し、我が国技術協力の柱の一つと申し上げてもよい状況だと思います。この20年間、継続して私どもを支えてくださったことに、改めてお礼を申し上げたいと思います。

今申し上げました通り、JICAの法整備支援プロジェクトは法務省をはじめ法曹界挙げてのオールジャパンによる支援体制が確立しており、これが日本による支援の特徴であると様々な機会でアピールしています。言うまでもございませんが、これは実際に行うのは簡単ではありません。日本を代表する法律分野の専門家である、国際民商事法センターの役員の皆様のリーダーシップの下、多くの地道な活動が行われてきた結果だと思います。例えば、現地での各プロジェクトを支える「部会」、これはプロジェクトの諮問委員会ともいべき存在ですが、その運営や精緻な記録の作成ですか、各国の法律専門家が訪日して日本の実務を学ぶ研修の実施ですか、このような様々な活動により、日本の法整備支援の知見が、国を超えて、有機的につながり、オールジャパンとしての力が生まれている、と私どもは考えております。

また、国際民商事法センターにおかれましては、ベトナム語やラオス語といった、日本では対応できる人材が少ない言語において、法律の内容まで理解した上で、難解な法律用語に対応できる翻訳者・通訳者のネットワークを開拓されており、日本側と相手国側との法的なコミュニケーションの土台を作るうえでも多大な貢献をされております。

更に、研修員が日本に来た際は、国際民商事法センターのご厚意で、観光の機会や、日本人関係者との懇親会をご提供くださっております。日本を訪れた研修員が、法律の背後にある日本文化を理解し、日本人と絆を築くことにも大きな役割を果たされています。

このようないわば法整備支援の要となる役割を、JICAと共に担ってくださる組織は、国際民商事法センター様以外にはないと認識しており、われわれJICAにとっては、非常に心強いパートナーです。

JICAとしましては、その20年間に渡り連綿と築かれた、国際民商事法センターの業績に対し、昨年10月に、感謝と敬意を込めてJICAの国際協力感謝賞を贈呈いたしました。これからも二人三脚で、法整備支援という国際社会の礎を築く作業を、ともに進めていければ幸いです。

国際民商事法センターのこれから益々のご発展を心より祈念し、私からのご挨拶とさせていただきます。

### 【来賓祝辞（3）】

独立行政法人日本貿易振興機構副理事長 赤星 康

ご来賓、ご来場の皆様、ジェトロ副理事長の赤星です。

公益財団法人 国際民商事法センター設立20周年、おめでとうございます。記念式典の開催にあたり、ジェトロを代表し、御祝い申し上げたいと思います。

国際民商事法センターは、設立後20年の間、特に市場経済化が進むアジア地域の法整備支援に注力され、法制度の構築、円滑な運用のための研修、セミナー開催等を通じた相互理解を促進されてきました。

そして、支援相手国への貢献はもとより、相手国と日本との密接な協力関係の構築に多大な貢献をされてきました。宮原会長ほか、関係各位のこれまでのご尽力に敬意を表したいと思います。

さて本日は、ベトナムのハ・フン・クオン前司法大臣、ディン・チュン・トゥン司法省前次官もご臨席いただいております。日越関係は非常に良好で、先の安倍総理の訪越では、両首脳が参加した120名を超えるビジネス拡大会合の場で、日越間の広範なパートナーシップをさらに発展させることが確認されました。さらに、2月28日から約1週間、天皇陛下がベトナムを訪問。両国の友好親善がさらに深まり、経済関係もますます緊密になることを期待しております。

ジェトロは、日本と諸外国の間の貿易・投資を促進する機関。さまざまなツールで日本の中堅・中小企業の海外展開をサポートしております。去年からは、中堅・中小企業の海外展開を、政府関係機関や地方銀行などと、一社一社支援する「新輸出大国コンソーシアム事業」をスタートしました。同年末までに約3,000社を支援しましたが、5割がアジア、個別の国では約2割(21%)がベトナム関連の案件で、米国の3割(31%)に次ぐ第2位となっております。今後のベトナムを始めとするアジアへの投資は、ますます拡大する可能性が高いと考えております。

他方、中堅・中小企業にとって、外国の法制度は、日本と異なる部分も多く、対応が難しい分野で、法制度に関する企業から寄せられる相談は多くあります。中堅・中小企業の海外展開が拡大する中、外国とりわけ新興国におけるビジネス関連の民商事法の整備が、より重要になっており、投資先国における、法制度およびその運用の透明性が高いことが重要です。

ジェトロが実施しているアジアに進出した日系企業向けの調査においても、「法制度解釈の統一的運用」や「制度変更の際の十分な準備期間」を求める声が多くあります。ジェトロと国際民商事法センターは、それぞれに求められている役割・任務を遂行しており、遂行している活動は共に重要であり、かつ相互補完的な関係と認識しております。

その相互補完的な関係を象徴しているのが、「日中民商事法セミナー」で、ジェトロは、国際民商事法センターが、法務省、中国の国家発展改革委員会とともに開催する「日中民商事法セミナー」を共催しております。昨年、本セミナーは第21回を迎ましたが、毎回中国側から政府高官やエキスパートが参加し、熱心に制度の整備状況を説明いただいております。日本企業の海外展開を支援するジェトロにとって、本セミナーは、日本企業对中国の具体的な法制度について、専門的な観点から情報を提供できる貴重な機会となっております。

この20年、日中関係は必ずしも順風満帆とはいえない時期が繰り返し訪れて、日

中関係に強い逆風が吹く状況にあっても、本セミナーは一度も中断することなく、継続して開催してきました。日本企業のニーズが高いことに加え、中国政府も本セミナーの重要性をしっかりと認識しているものと考えます。

このように、国際民商事法センターの活動は極めて重要で、関係各位のご尽力に敬意を表したいと思います。

最後になりますが、あらためて、公益財団法人国際民商事法センター設立20周年に祝意を申し上げて、今後ますますのご発展、ご活躍を祈念して、私の挨拶をさせていただきます。

#### 【来賓祝辞（4）】

日本弁護士連合会 副会長 幸寺 覚

公益財団法人国際民商事法センター設立20周年おめでとうございます。本日の記念式典に当たり、お祝いを述べる機会を与えていただきまして、大変光栄に存じます。また、10年前に行われた10周年記念式典に引き続き、長きにわたり国際民商事法センターと当連合会との交流が継続してまいりましたことを、誠に喜ばしく思っております。

国際民商事法センターは、1996年4月に設立されてから今日に至るまで、独立行政法人国際協力機構の主催する民商事法分野の支援事業を受託し、法制度整備支援を中心とする事業を実施してこられました。先ほど宮原会長からも国際民商事法センターの20年の歩みについて御紹介がありましたが、近時の事業としましては、ベトナム司法改革支援プロジェクト、カンボジア民法・民事訴訟法普及プロジェクト、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）、ミャンマー法整備支援プロジェクトなど、様々なプロジェクトにおいて、委員会や作業部会の運営に取り組まれているとのことです。また、国際協力機構の事業とは別に、国際民商事法センター独自に、アジア諸国の民商事法分野に関する調査研究や、シンポジウム・セミナーを運営され、大きな成果を残されております。これは、ひとえに、歴代役員各位と会員の皆様の御尽力の賜物と、深い敬意を表する次第です。アジア諸国のニーズを的確に理解し、これに応じた法制度整備支援を行うという国際民商事法センターの取組は、国際人権基準の強化発展、また法の支配の実現に向けて、極めて重要な事業であるといえると思います。

日本弁護士連合会では、「国際交流委員会」を設けて、国際協力機構の主催する本邦研修の受託や、アジア諸国の弁護士会との交流に基づき、弁護士会の運営や会員である弁護士に対する研修についての知見を共有するなどして、国際司法支援に参加する取組を行ってきました。このことは、昨年2月に策定した当連合会の「国際戦略（ミッション・ステートメント）」においても、基本目標において「外国における法制度整備、弁護士養成、弁護士会の設立等の支援を推進する活動を強化する」ことを改めて掲げているところであります。当連合会のこれらの活動は、国際民商事法センターの目的と重なるところが少なくないと考えております。

国際民商事法センターが設立20周年を迎えるにあたり、益々御発展されることを祈念い

たしますと 共に、当連合会もそのために可能な協働をさせていただくことをお約束し、お祝いの御挨拶とさせていただきます。

## 第2部 記念講演

(司会) ただ今より記念講演を開始いたします。司会と総括を、当財団理事で、財団の行っている各種セミナー・シンポジウム等、企画・運営に中心的に携わっていただいている小杉丈夫弁護士にお願いしております。それでは小杉先生、よろしくお願ひいたします。

(小杉) 小杉でございます。第2部の記念講演の司会をさせていただきます。私は、この財団ができました1996年から、この財団の理事をずっと20年間、務めてまいりました。最初の段階から理事というのは、私の他は、通産省の次官を務められた福川さんと、恐らく2人だけになっているのではないかと思います。そのような意味で、私自身、今日の記念式典、この講演会は非常に感慨深い思いをしております。

財団ができた1996年に最初に手掛けたのが、このベトナムの法整備支援でございました。財団はその当時、先ほどからお話を出ている伊藤正会長、前検事総長であられた岡村泰孝理事長、最高顧問の三ヶ月章先生の3人のトロイカで進められました。特にこのベトナム研修はそこで始まり、本邦研修も55回という回数を数えるようになりました。その間にベトナムの中でも法整備が進んで、2004年の民事訴訟法改正3法、2005年の改正民法を通して、2015年からは、2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクトに入っていらっしゃるということです。オーナーシップを尊重し、先方の要望もよく聞いて、一緒に働いて、さらにその後も面倒を見るという日本型のプロジェクトができたのは、まさにこのベトナム支援の経験が非常に大きかったのです。この後すぐにカンボジアの支援もありました。この二つを通じて培われた支援の体制、体系が、今でも大きな日本の財産になっているわけですが、その過程で、日本側とベトナム側とが一緒にやってきたという気持ちが非常に強いです。双方で共同してつくりあげ、日本側もこのベトナム支援を通じて多くのことを学んできました。それが今の蓄積になっているということを強く感じているわけでございます。

前置きはそのぐらいにいたしまして、今日の講演に入りたいと思います。

本日は、ベトナム前司法大臣の、ハー・フン・クオン様、司法省前次官のディン・チュン・トゥン様、それから日本の森嶌昭夫名古屋大学名誉教授のお三方にそれぞれご講演いただくということになっております。お三方の略歴は、お配りしてあるペーパーの中にございますので、多くは申し上げません。クオン前司法大臣は、2003年まで司法省次官を務められて、2007年から2016年まで、直近のベトナム司法大臣を務められた方です。

それでは、まずクオン前司法大臣にご講演をお願いしたいと思います。

## 講演（1）「ベトナムにおける法整備支援と財団の貢献」

ハーフン・クオン（ベトナム前司法大臣）

皆さん、こんにちは。国際民商事法センター会長、宮原賢次様、ご列席の皆さん、私は本日、ディン・チュン・トゥン元次官と一緒に国際民商事法センター（ICCLC）の設立 20 周年記念式典に参加することができたことうれしく思います。ICCLC の設立 20 周年は、ベトナムと日本との司法協力 20 周年と、ほぼ重なっているわけです。私は、この重複は偶然になっているものではなく、やはり ICCLC、日本とベトナムとの司法協力関係が密着していることの表れだと思っております。この重要な式典に対し、私とトゥン氏は、ICCLC 関係者の方、専門家の皆さんに対して心からお祝い申し上げます。先ほど会長が言及された、ICCLC が 20 年間の歩みと発展の、ここに至る功績に対して、特にお祝い申し上げます。

ICCLC の弛みないこの 20 年間の活動によって、アジアのあらゆる地域、その中でも特にベトナムで経済効果をもたらし、また今後の長期の政治的、法律的な発展が期待できるものとなっております。私は 3 日前、大阪で開催された第 18 回法整備支援連絡会において、日本の法律専門家による法整備、法制度の実施、その功績、およびそのための質の高い人材育成に関する話をする機会を得ました。また、昨今のベトナムに対する日本の法律の専門家、裁判官、検察官、弁護士の方の顕著な貢献について伺う機会を得ました。本日このような形で、森嶽先生、新美先生とも再会できることを本当にうれしく思います。単にベトナムの法制度の整備だけではなく、その法律の実施、ならびにその法律を運用するための質の高い人材育成についても、その協力を頂いております。皆さまのご支援のおかげで、ベトナムとして、基本的な法制度を整備することができ、それがベトナムの歴史的な意義のある経済社会発展に大きく貢献し、またそれによってベトナム行政改革や司法改革という事業も完遂することができました。

具体的には、今日のベトナムは低開発という状況から脱却し、マクロ経済が常に発展し、毎年の GDP 成長率は高いレベルを維持し、社会福祉は日増しに良くなるよう保証され、国の地域および国際的立場は高められていて、ベトナムは現在、日本を含む国々の魅力的な投資、観光の場所となっております。2 週間前の安倍首相のベトナム訪問によって、あらためてこれらのことことが明らかになっております。ご承知のように、ベトナムの政治的安定により、投資事業のための環境改善が促進されて、日本からのベトナムにおける事業への投資は、安定したものになっています。それに伴い、日本文化、さくらの国の食文化は、日増しにハノイ市、ホーチミン市ののみならず、ベトナム全国に輝いております。この 20 年間のベトナム・日本の法、司法の協力によって、直接的、間接的に日本とベトナムの両国間の関係はより高いレベルのものとなっています。今日では日本とベトナムの関係は包括的、戦略的な、アジアの平和と繁栄のためのパートナーシップであると言えると思います。

このような成功が得られたことは、ICCLC の皆さんの大変積極的な貢献があつてのことだと言及せずにいられません。挨拶された皆さま方のご発言にも、このことが顕著に表れております。私は、過去 20 年間、JICA と共に、ベトナムに対する

日本の法制度整備プロジェクトの適正な実施を支援してきた ICCLC の指導部および職員と専門家の皆さまの積極的な姿勢に対して、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。私とディン・チュン・トゥン氏も、皆さまのこのような協力があってこそ、ベトナム政府に任せられた任務を全うできたと思っております。ありがとうございます。

皆さま、ベトナムでは今、より高く、強固な成長を目指す新しい発展段階に足を踏み入れております。ベトナムとしては、2020年の後に基本的な工業特区になる基礎を、今つくっており、その地域を含む国際化を目指しております。ベトナムの新しい国会ならびに政府としては、今後、このようなことを明確にを目指して行くことにしております。より効果的な戦略をたて、行政改革、司法改革、ならびに諸制度を計画して継続しなくてはなりません。特に行政改革、司法改革が重要です、これまでの法自体の整備から、法律の具体的実施へ方向を転換していくことになります。ベトナム政府としては、清廉、創造的、行動的な政府をつくり、人民、企業が満足することを、その効果として評価していくことにしました。

ベトナムの三権、立法、司法、行政は、今後のベトナムの安定的な政治、法律の環境を継続的に発展させていくことをを目指しております。そのためには、2015年の民法を含む、2013年の憲法の後に国会で設立された新しい法令の制度の実施など、司法業務は極めて多くの事務量をこなさなければならず、重大な使命をもっています。私としては、ICCLC に対して、これまでの 20 年の貴重な経験を活かして、今後とも、ベトナムの司法省と司法関係機関に対する技術協力を継続し、2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクトが、その目標を達成できるように、関係を継続してもらいたいと思っています。

この 4 日間、東京高等検察庁の検事長はじめ、法務総合研究所の所長、JICA の理事、その他関係者の皆さんとお話をできましたが、2020 年までのみならず、その後もぜひ継続的なご支援をお願いしたいと思います。

日本国政府、JICA、法務省、ICCLC を含む関係機関・組織の支援が、ベトナムにとって、国の目標である富民、強国、民主的、公平で平和な社会を早期に構築でき、お互いがアクセスができるようになったことに、大きな貢献していると思います。先ほど申し上げたベトナム建設目標の達成、国連の 2030 年までの持続的発展の目標の早期の達成、特に平和社会の促進、全員のための司法アクセス確保のための優先的で、より包括的な制度の構築を目指しています。法律、司法の協力の結果としての、アジアの平和と繁栄ための包括的な戦略的パートナーシップ関係の構築に関する、ベトナム・日本共同宣言に役立つものになると信じています。

最後になりますが、ICCLC の皆さんの堅強な 20 年、20 歳を心の底からお祝いし、今後もより多くの成果をあげて、地域の発展と繁栄に貢献することを祈願いたします。ありがとうございます。

(小杉) 大変ありがとうございました。日本からの支援に対する温かい評価を頂いた上で、まだまだベトナムで続いているこの司法改革、行政改革、それから立法の段階から、むしろ法の実施、執行ということに軸足を移していくことになるとい

うお話、それから法律間の調和ということも考えていかなければいけないという、2020年から30年の先を見据えたお話があり、そこで日本との連携を継続したいというお話がありました。力強いご講演をありがたく思います。

それでは続いて、司法省前次官のディン・チュン・トゥン様にご講演をお願いいたします。トゥン様は2005年から2016年11月までベトナム司法省次官を務められた後、同月、退官されまして、現在はベトナム司法省顧問を務められております。本邦研修にも何度か来られまして、日本のことよくご存じの方でございます。それでは、トゥンさん、よろしくお願ひいたします。

## 講演（2）「ベトナムの法整備と日本の支援」 ディン・チュン・トゥン（ベトナム司法省前次官）

こんにちは。ICCLCの設立20周年記念の行事に、友だちのハー・フン・クオン氏と一緒に参加することができて大変光栄に思います。実際、ベトナムに対する法務、司法における日本国からのご支援、ならびにICCLCのベトナム司法省に対するご支援に関しては、既にハー・フン・クオン大臣が言及したとおりであります。私は、正直なところ、それ以上申し上げることができません。先ほどクオン氏が、われわれの日本に対する気持ち、ならびにICCLCに対する感想を申しましたが、私としては、この法・司法の協力の受益者の1人として、実際に本邦研修でICCLCの支援を頂いて日本で勉強、研究した経験などについて個人的な感想を述べさせていただきたいと思います。

日本のベトナムに対する法・司法の協力プロジェクトに関しては、私は最初の段階から、この20年間ずっと参加することができました。当時、私はベトナムの司法省の民事経済法局の局長として勤務し、その後、司法省の次官となりましたが、次官の段階でも大臣の命令を受けて、このプロジェクト担当次官となっていました。

そのプロセスにおいては、1995年から2005年までの各次の民法の草案の作成、または、2015年の民法典の作成の直接的な担当をしていました。私はいろいろな民法典に対する講義、ならびに日本での研修などにも参加しましたが、日本側は、国内に支援委員会を設けて、日本の民法典の第一人者の先生方が支援委員会のメンバーとなっていました。私の記憶が正しければ、国内支援委員会には10名ほどの先生方が参加され、森嶽昭夫先生、新美先生、角先生、内田先生、松本先生などが参加していました。本日の会場では、森嶽先生、新美先生のお顔を拝見できました。先生方と一緒に作業する中で、その雰囲気は非常に温かくて、家庭的なものでした。先生方には、粘り強くベトナムの草案の夫々の条文に対して我々と討論いただき、種々コメントを頂戴しました。最初の段階では、それほど多くは理解できませんでしたが、日がたつにつれて徐々に理解することができるようになりました。今日までには3回の民法典の草案、3回の改正がありました。森嶽先生には、毎回、改正するたびに、その草案、改正民法典がより良くなっていると評価していただいています。そして、日増しにその草案、法律が市場経済、国際通例などに、よりアクセスするものになってきているということも評価していただきました。

このベトナムの民法典の制定の全てのプロセスにおいて、私は、本邦研修の団長として何回も日本を訪問することができました。そして毎回日本に来て、最初に日本でお会いする方は、まさに ICCLC の方々です。我々に最も良い条件の環境づくりをいただき、かつ、我々に対してとても親切です。ICCLC は、私たちが日本の関係者との交流ができるように懇親会を開催したり、または日本の景色、景勝などを訪問できるような環境づくりもしてくださいました。日本人との接触の機会、ならびに日本の景色、または日本の風俗、習慣などについても、より理解できるような機会もつくっていただきました。

今の時点では、この本邦研修は 60 回ほど開催され、延べ 1000 名近くが日本での研修を経験してきました。毎回、私のときと同様に、本邦研修団がいろいろ人と接触し、いろいろなことを理解できるような機会を ICCLC が企画してくださいました。そして毎回の本邦研修においては ICCLC が、私たちが法務省をはじめ日本の政府機関、関係機関、そして JICA を介して民間企業や企業の事務所への訪問も企画してくださいました。

この 20 周年記念の行事において私は、ICCLC の会長をはじめ、指導部の皆さま、ICCLC の会員の皆さま、そしてご列席の皆さまのご健康、ご多幸を祈願し、ICCLC の今後ますますのご発展を祈願します。また、この場をお借りいたしまして、我々が今日まで参加してきた本邦研修にお力添えいただきました先生方、また専門家の皆さんに対して厚く御礼申し上げます。今日まで、我々のためにご支援くださいました日本国の大法務省をはじめ、関係機関ならびに ICCLC の皆さんに対しても厚く御礼申し上げます。今後のベトナムの法整備ならびにベトナムの法律の成功の実施においても、引き続き、ICCLC の皆さまが一緒に活動してくださることと期待しております。ありがとうございました。

(小杉) トゥン様、大変温かいお言葉を頂いて、大変感激しております、トゥン様の日本での本邦研修のご自身の体験、また団長として何度かベトナム研修員を率いていらしたことのご経験を、たくさんお話しいただきました。特に国内支援委員会の役割を、民法の制定・改正についても非常に評価していただきましたが、これは本当に日本型と言われるシステムの中でも一つ大事なポイントであろうと思っております。単に研修ということで教官が講義をするだけではなく、恒常に国内支援委員会がフォローして、研修だけではなく立法のお手伝いをするという形ができるわけで、このようなことを評価していただいているのは大変うれしく思いました。また、ICCLC の理事として、この ICCLC が行っている懇談会や企業の訪問、その他の見学にも高い評価を頂いたことを大変ありがとうございます。最初に私が冒頭で申し上げたように、この法整備支援が、本当に支援する側、それを受けている側の共同作業で物事が進んでいて、その成果が 20 年、ここに蓄積されているということをあらためて感じた次第でございます。

それでは次のスピーカーとして、森嶌昭夫先生にお願いいたします。森嶌先生は、皆さまご存じのとおり、民法学者として名古屋大学、上智大学で教鞭を執られ、ハーバード・ロースクールでも教えられましたけれども、そのような民法学者という

顔だけではなく、さまざまな政府の諮問委員会や委員を経験され、日本の立法、そして政策決定にも深く関与してこられました。ベトナムの関係で言いますと、このICCLC や JICA のプロジェクトが始まった 1996 年、また先ほどお話が出ていた法務省の 1994 年からの関与のさらに前から、まだ法整備支援が全く姿の見えない混沌としているときから関与されています。本当に森嶌先生がおられなかつたら、このようなベトナム法整備支援、ひいては全体の法整備支援も進まなかつたのではないかと思われるようなご貢献をされています。森嶌先生には、そのような経緯、また現在、そして将来どのような形で進めていったらいいのだろうかということのお話を伺えると思います。森嶌先生、よろしくお願ひいたします。

### 講演（3）「今後の法整備支援と国際民商事法センターに期待するもの」

森嶌 昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士、公益財団法人国際民商事法センター評議員）

ご列席の皆様、最初に国際民商事法センター設立 20 周年を心からお祝い申し上げます。それと共に、本日、基調講演のスピーカーとして呼んでいただきましたことを大変光栄に思います。

先ほどからお話が出ておりますが、国際民商事法センター（以下、センター）は、法総研の法整備支援事業というものが既にあって、先ほどの宮原会長の話のように、その事業を民間がバックアップするものとして 1996 年に威風堂々とつくられたというように皆さん想像されたかもしれませんけれども、実は 1996 年、あるいは 1994 年 JICA のベトナムに対する法整備支援が試行的に開始された以前には、日本政府が実施している法整備支援というものは何もありませんでした。何もないところに法整備支援をするということになり、何もないところで、誰が、何を、どのようにするのか、ということ、つまり、法整備支援事業を支援するというのが、このセンターの役割となりました。なぜそうなったのかということをお話します。

ベトナムは、1986 年にドイモイということで、社会主義経済から市場経済へ移行しようとします。しかし、ベトナムは長く経済が疲弊しており、貧困から国として脱却しなければならないという状況の下で、1992 年に憲法を改正して、社会主義国家でありながら、憲法上、市民の自由と財産権の保障とを認めます。もっとも、ベトナムの憲法で、今もそうですけれども、市民の自由と財産権の保障は法律の制約の下に認められているのですが、1992 年の憲法の下で、わが国の法整備支援が始まる前の 1995 年に最初の民法が制定され、その後わが国が支援した 2005 年民法、2015 年民法と、民法は少しずつ変わって、市場経済のルールを取り入れていきますが、まだ社会主義のルールが残っています。トゥンさんもクオンなど司法省の皆さんには分かっているのですけれども、市場経済法の原則、例えば善意の第三者の保護や無権代理の第三者保護をどう民法に規定するか、また不動産の私的所有権を認めるか、など、市場経済法である日本の民法には当たり前のこととして規定してあることでも、社会主義国であるベトナムで民法にこれらの法理を規定するということになりますと、政治的になかなか難しいのです。それにもかかわらず、司法省の法律テク

ノクラートが党や政治家を説得して、市場経済を達成するために、段階的に民法改正等をしているのです。

1990年代の初めベトナムは、ドイモイを達成するために社会主義経済が色濃く残る中で、市場経済法を取り込むことに必死になっているときがありました。そこに、私を始めとする日本政府は、飛んで火に入る夏の虫の如く飛び込んでしまったのです。何とか支援してくれという、ベトナムの熱烈な要請で、私も巻き込まれましたし、日本政府も1994年に経済協力として法整備支援をすることになりました。

しかし、法整備支援を始めるにあたり、何をするのか決まっていたわけではなく、市場経済移行国の市場経済法の導入について、日本がどのように協力するのか、誰がやるのか、社会主義国ベトナムがどこまで市場経済法を入れられるか、分からぬ状況で、私もベトナムに行って、司法省を始め関係省庁、党、国会など、一つ、一つ訪問しながら、調べていったわけです。

このような中で、日本政府は、ベトナム政府に対して法整備支援を行うと決めたのですが、その実施を、私を含めて法務省とJICAに振ってきたわけです。しかし、法整備についてはJICAには何も知見がなく、法務省にも有り体に言えば何も経験がありません。法総研の中には、人もおらず、予算もどれぐらい来るのか分からぬのに、なぜそのようなことを引き受けるのだ、と文句を言う人もいたほどです。そこで、先ほどお話がありました、三ヶ月先生という、法務省にも、学界にも号令ができる、そして、経済界など色々なところに顔の効く方が、バックにつかれて、やがてこのセンターも設立されたのです。このようなバックアップ体制を一方でつくりながら、私を含め、法務省やJICAや学者など、が集まって、さてどうするかと、議論しながら、作り上げていったのです。それが1994年から1996年まで2年かけて、いわば準備段階でした。

他方で、ベトナムからも日本に来てもらい、どのように研修をすればベトナムの人に理解してもらえるか、本邦研修の内容、方法などについて試行錯誤をしました。先ほど、富吉さんが通訳の話をされましたけれども、通訳も法律用語が分かる人はいないわけです。そのような人達や、こちらの支援する側の人材育成も含めて、全てを新しく創り出していく仕事を引き受けたのが当センターです。1996年に、法整備支援事業の中身もなければ何もないところに、それを支援する国際民商事法センターがスタートしたのです。

それから20年、今や、法整備支援は民商事法だけに留まらず、クオンさんからもお話をあったように行政改革や司法改革なども、対象としています。ウズベキスタンでは行政法、行政手続法の立法などを支援しています。

それから、対象国についても、市場経済移行国家だけではなく、例えばインドネシアなど、昔から、定義上、市場経済移行国でない国も対象国となっています。支援対象国は、現在数カ国ありますが、社会主義国ではない共和国も入ってきていました。対象とする法律分野も変わってきており、やっていることも、法的なインフラ、例えば裁判制度、人材育成まで行うようになりました。つまり、この20年の間に法整備支援は、対象国も、対象としている法分野も変わってきました。それから支援、協力していることの内容も変わってきました。

実は、20年の間に、単に法整備支援事業が変わってきただけではなく、アジアの国々が一変してきているのです。一番端的なのは中国です。中国は1990年代になって大きく飛躍して、2000年から2010年の間で、日本は完全に中国に後塵を拝し、中国は今や世界第2のGDPの経済力を持っています。ベトナムのGDPの世界経済におけるランクも変わってきてています。そのように20年間で、経済社会が、特にアジアでは大きく変わってきてています。

他方で、アジアの他の国の社会経済が、上向きに変わってきたいるのに対して、日本自身は残念なことに下がってきています。ODAについて言えば、2000年ごろは世界でトップでしたが、JICAの資料で調べたところ、一時はどんどん下がりましたけれども、このところ少し持ち直して、現在確か5位です。

わが国のODA政策では、ODAの目的としては、世界平和への貢献、環境整備や開発など多くの項目があげられていますが、2013年のODA大綱で、「国益」ということが突如出てきました。何を国益と言うかはともかくとして、国益の中に、わが国の企業が海外展開するに当たり、企業が展開する貿易や投資環境の環境整備をするということが入っています。そこで、2013年以降は、ODAの一環としての法整備支援においてもそのような国益を考慮しなければならなくなっています。

しかし、そのような環境整備をしながら、かつ、対象国が要請している司法制度の改革や、行政制度の改革と両立することは、私は不可能ではないと思っています。

このような状況を踏まえ、私は、今後、センターに期待することを申し上げなくてはなりません。センターが、スタートしたときの歴史的・社会的な要請や、バックグラウンドを背負っていることは確かですが、この20年の変化に対応した、新たな歴史的・社会的要請に即した法整備支援の戦略を立てるべきだと思います。

このようなときに、かつての三ヶ月先生のような、号令を掛けたらみんなが走らざるを得ないというようなカリスマ性のある人がいないのは残念ですが、別に偉大な人がおられなくとも、当初センターが担ってきた役割、つまり、法整備支援としての戦略を考えていく司令塔の役割を、新たな事態の展開に対応して、センターが再び法務省、法総研とともに今後の法整備支援をどのように進めていくかについてイニシアティブをとっていくべきだと思います。

2013年のODA大綱はかなり抽象的なところはありますが、センターとしては、ODA大綱を一方で押さえながら、対象国のニーズにどのように一貫した戦略の下で応えていくのかということを議論して、個々の支援事業に対して「これは間違っているのではないか」ということも言えるような役割も担うべきではないかと思います。

法整備支援戦略全体の中で、何から何までセンターがやるというのではなく、その中核的な役割をセンターが担う、法整備支援事業の拠り所となるということです。

私は法整備支援に最初から関わってきましたが、せめて、これまでやってきた経験の一部をここでお話しして、今後の支援事業に少しでも役立てていただければ有り難いと思います。そして、センターが今後の法整備支援事業の中核を担っていただきたい。それが私のセンターに対して期待であります。どうもありがとうございました。

## 総括

小杉 丈夫（弁護士・公益財団法人国際民商事法センター理事）

（小杉） 森嶌先生、大変、熱のこもったお話をありがとうございました。ベトナムの話から始まって、最後は法整備支援全体、あるいは国際民商事法センターに対する叱咤ということにまで進めていきいただきました。

本日この記念講演は、国際民商事法センター20周年ということで、ベトナムからクオン司法大臣、トゥン司法省前次官をお迎えして、大変内容のある議論ができたと思います。トゥンさん、クオンさんからは、ベトナムが20年の間に法整備支援を通じてどのように変わってきたか、また将来どのようなことを目標に掲げてやっているかということの詳しいお話を頂きましたし、日本に対する熱い期待も伺いました。森嶌先生からは、この国際民商事法センターが始まる前からの、法整備支援の馴れ初めのところから今日までのお話を頂いた上に、これから課題をくるるお話をいただきました。そのような意味では、この20年間を、過去、現在、それから未来を語るという形の講演になったと思います。森嶌先生から頂いた、法整備支援自体が日本として曲がり角にきているという御指摘は、これから考えいかなければいけない本当に重い課題で、ぜひぜひ森嶌先生にも今後ともご助言を頂きながら、私ども全体で考えていかなければならぬと思います。

これで講演の部は終わりますけれども、全体を通して、本日は多くの来賓の方からご祝辞を頂き、また会員の方、関係者の方にもこれだけたくさんお集まりいただいて記念式典が挙行できたのは、私どもとして大変ありがたいことで、国際民商事法センターの理事として心からお礼を申し上げます。森嶌先生のお話にもありましたように、これからは、今後のまた20年を見据えて、チャレンジしながら、新しい法整備の仕事に取り組んでいきたいと思います。今後とも、ご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、この講演に来てくださいましたクオン前司法大臣、トゥン前次官、そして森嶌先生に拍手をもって感謝したいと思います。

それから、ベトナム語と日本語の間の通訳を大貫錦氏にお願いしました。この方の通訳がなければ今日の会のベトナムの講演者の話が聞けなかつたということで、大貫様にも感謝申し上げます。

それでは、これをもちまして第2部の記念講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（懇談パーティ 来賓挨拶）

法務副大臣 盛山 正仁

ただいまご紹介にあずかりました法務副大臣の盛山正仁でございます。本日は、公益財団法人国際民商事法センター設立20周年記念式典の懇談パーティにお招きいただき、ありがとうございます。法務省を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、財団が設立20周年を迎えたことに対し、宮原会長を始め、関係者の皆様に心からお祝いを申し上げます。

財団は市場経済への移行を目指す国々の法的基盤の整備を支援し、各国関係者との交流を通じて法制度の共通理解を深めることを目的に設立されたものであると承知しています。財団が、この20年、日本の経済状況が大変難しい状況にあった中でも、経済界の皆様の御支援をいただきながら、途切れることなく活動を続けられてこられたことに心から敬意を表します。

20年以上前、法務省が本格的に法制度整備支援に乗り出すに当たり、将来にわたって事業活動を維持し、体制を整備していくためにも、経済界からのご支援は必要不可欠でありました。

当時の社会経済情勢を考えれば、経済界の皆様にとっても容易な決断ではなかつたはずですが、皆様のご理解をいただき、財団が設立されたおかげで、我が国の法制度整備支援が現在の大変充実した姿になったものであり、関係者皆様のご英断に深甚なる敬意と謝意を表します。

法制度整備支援は、各国の「法の支配」の確立やグッドガバナンスの実現に貢献し、アジア全体の平和と持続的成長のための不可欠な基盤づくりに寄与するものです。また、相手国の自主性を尊重しながら、相手国との対話・協働により進める支援は、相手国からも信頼され、高く評価されております。

このような活動により、ベトナムを始めとするアジア各国との間に築いた信頼関係と良好な協力関係は我が国の財産です。ASEAN 経済共同体が発足し、アジアの距離が近づいている現代にあっては、ますますお互いの協力関係を深め、共通の課題に対処していく必要性が増しており、法制度整備支援もその重要性を増しております。

皆様におかれましては、引き続き、当省の活動に御理解・御協力をいただければ幸甚です。

本日は、日頃から法制度整備支援活動に御理解、御協力をいただいている皆様と、率直な意見交換や懇談ができるることを大変楽しみにしております。

また、本日は、ベトナム前司法大臣のハー・フン・クオン様、ベトナム司法省前次官のディン・チュン・トゥンがお越しになられておりますが、私が一年前にベトナムを訪問した際、当時それぞれ司法大臣、司法省次官であられたお二人から手厚く歓迎していただき、有意義な意見交換をさせていただいたことは、大変良い思い出となっております。本日お二人と再会できたことを、嬉しく思います。

改めまして、本日はお招きいただき、誠にありがとうございました。

国際民商事法センターの益々の御発展と、ここにお集まりの皆様の益々の御健勝を祈念して、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

発行日：平成29年10月25日

発行者：公益財団法人国際民商事法センター  
事務局長 北野 貴晶

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目3番5号 赤坂アビタシオンビル  
TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833  
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：株式会社進和堂印刷所  
代表取締役 鈴木 隆

〒135-0032 東京都江東区福住1丁目12番12号102  
TEL 03(6240)3711